

平成 2 2 年第 4 回

大空町議会定例会会議録

〔その 1〕

- ・ 招 集 平成22年12月20日
- ・ 開 会 平成22年12月20日
- ・ 閉 会 平成22年12月21日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	品	田	好	博	7 番	松	岡	克	美
2 番	中	堀	君	子	8 番	深	川		昇
3 番	近	藤	哲	雄	9 番	勝	田	鉄	城
4 番	松	田	信	行	10 番	小	島	一	弘
5 番	斎	藤	宏	司	11 番	田	中	勝	吉
6 番	植	田	泰	弘	12 番	後	藤	幸	太 郎

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会委員長
代表監査委員		農業委員会会長
副町長		福祉課参事
総合支所長		産業課長
会計管理者		産業課参事
総務課長		建設課長
総務課参事		建設課参事
住民課長		住民福祉課長
住民課参事		産業建設課長
福祉課長		総務課主幹
教育長		学校管理課長
社会教育課長		
監査委員事務局長		農業委員会事務局長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- ◇議 長 おはようございます。
ただいまから平成22年第4回大空町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

- ◇議 長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において、6番、植田泰弘議員及び7番、松岡克美議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会審査報告

- ◇議 長 日程第2、議会運営委員会審査報告を行います。
議会運営委員会審査の結果について、委員長から報告の申し出がありますので、これを許します。
議会運営委員会委員長、植田泰弘議員。

- ◇議会運営委員会委員長 議会運営委員会の審査結果を報告いたします。

去る12月14日に議会運営委員会を開き、本日開会の定例会の会期等について協議をいたしました。

本定例会では、一般質問者が4人、町長から提出されております案件が10件です。その内訳は、諮問1件、一般議案9件です。

決算認定10件のほか、報告2件、議会提出議案も予定されております。

一般質問及び提出議案の内容、件数から、本定例会の会期は、12月20日本日開会して、12月21日までの2日間とすることが妥当であると全会一致で判断いたしましたので、報告いたします。

以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

- ◇議 長 これで、議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第3 会期の決定について

- ◇議 長 日程第3、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、先ほどの議会運営委員会審査報告のとおり、本日から12月21日までの2日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から12月21日までの2日間に決定しました。

◎諸般の報告

- ◇議 長 この際、諸般の報告を行います。
事務局長に報告いたさせます。
鈴木事務局長。

- ◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は、12名であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおりであります。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

広報担当者及び議会事務局担当者が写真撮影する申し込みがございましたので、これを許可いたしましたので、御了承願います。

以上です。

- ◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

- ◇議 長 日程第4、行政報告を行います。

山下町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

山下町長。

- ◇町 長 おはようございます。

平成22年第4回大空町議会定例会に当たりまして、行政報告を申し上げます。

9月18日、大空町老人福祉大会を開催してございます。本年は、すぱーく東藻琴で開催をいたしたところであります。昨年同様、大空町社会福祉協議会主催のふれあい広場と同日、同会場の開催ということでございます。対象者は、1,397名に御案内を差し上げました。当日の75歳以上の参加出席は、427名でございました。

9月22日から24日、ふるさと再生・行動する首長会議、この設立総会が東京都で行われ、その総会に出席をいたしたところであります。都市と農村の交流、選択居住の促進、ふるさと企業の推進、そういったものについて、制度設計を含め国へ提言していこう、また、具体的な行動を目標としている団体でございます。

10月1日、大空町表彰審査委員会を開催してございます。各界から貢献賞21件、善行賞2件、奨励賞3件の推薦がございまして、大空町表彰審査委員会に諮問をいたしまして、全件適当との答申をいただいたところでございます。

10月5日、国道334号道路整備促進地域連携会議総会が、斜里町で行われました。具体的な要請活動を確認したところでございます。

10月12日、網走開発建設部意見交換会と書いてございますが、具体的には国道

334号の整備の要請を行った内容でございます。

10月18日から20日、同じく国道334号道路整備促進会議といたしまして、国道334号の整備要望、これを北海道、さらには北海道開発局に要望したところでございます。

同日、北海道町村会政策懇談会が、札幌市で開催され、出席いたしました。政治評論家、有馬晴美氏の講演を聞くと同時に、私は農政部に本年度は参加いたしまして、戸別所得の補償問題、エゾシカの対策問題等について議論をいたしたところでございます。

10月29日、オホーツク圏活性化期成会の役員会が、網走市で開催されました。会長辞任に伴う選出方法等について、協議を行ったところでございます。

10月31日から11月1日にかけて、誘致企業大空町PR及び特産品紹介事業といたしまして、誘致企業でありますボッシュ株式会社横浜事業所におきまして、本町の製品の紹介、販売、町のPRを行わせていただきました。

11月3日、大空町表彰式に、議員各位にも御出席いただきました。3団体、23個人の表彰を行ったところでございます。

11月4日から5日、北海道横断自動車道北見・網走間建設促進期成会秋季要望ということで、北海道開発局、北海道に要請を行うと同時に、東京都まで出向きまして、国土交通省、北海道選出国會議員の皆様に要望を行ったところでございます。あわせて、このとき開発の、北海道局の存続要望も行ったところでございます。

11月11日から12日、北海道後期高齢者医療広域連合第2回議定会定例会が、札幌市で開催されました。私は、この北海道後期高齢者医療広域連合の議員となっている関係で出席いたしまして、平成21年度の決算を認定したところでございます。

12日には、地域社会のあり方等「この国のかたち」を問う道民総決起大会が、札幌市で開催されました。実質的には、TPPに反対する道民総決起大会ということでございます。農業者以外の方からも、多数の参加があったところでございます。

11月13日、大空町森づくり事業植樹祭を実施いたしました。網走交通株式会社様からいただいた寄附をもとに、町有林の植樹を行う事業でございまして、会社からも多数の参加をいただいたところでございます。

11月16日、ボッシュ株式会社テストコース第1期分工事完成オープニングセレモニー、ロバート・ボッシュ本社からベルナー事業部長の出席、また、日本のボッシュからヒラー常務、さらには北海道から関係者等の出席があったところでございます。

11月16日から18日にかけて、芝桜公園等観光PRのために、東京都内におきまして、旅行代理店等訪問活動を行ったところであります。このときあわせて、日本航空、全日本空輸へ新千歳便、東京便、関西便の拡充について要請を行っております。

11月19日、まちづくり出前講座ということで、大成地区の高齢者クラブから御要望がありまして、私が出向きお話をさせていただきました。町の財政問題、救急医療の状況、生ごみの実績などについてお話を申し上げました。

11月24日、大空町商工振興協議会を開催してございます。町の商工施策の御紹介を申し上げたり、また、プレミアム商品券等の効果、さらには観光の取り組み等に

ついて、各委員から意見をいただいたところでございます。

11月27日、TPP交渉への参加断固反対オホーツク総決起集会、網走市で開催されたものに参加いたしました。大会終了後、参加者一同とともに、市内のデモ行進を行ったところでございます。

11月29日から、ふれあいトークおおぞら、平成22年度の町政懇談会を実施してございます。現在まで14会場で実施いたしております。地域からは、道路補修などの要望が多数出されております。

裏面にまいりまして、11月30日から12月1日にかけて、全国町村長大会に出席いたしました。本年は、残念ながら首相は欠席ということで、代理といたしまして古川内閣官房副長官が出席して御挨拶をされました。地域主権改革の推進、地方交付税の復元、戸別所得補償や子ども手当等の財源確保、都道府県単位の医療保険制度の充実、TPP反対などについて決議を行ったところでございます。

12月7日から11日にかけて、国際チャーター便誘致協議会台湾観光プロモーション、台湾の台北市に向かって、プロモーション活動を行いました。夏にもプロモーション活動に参加したわけでありますけれども、今回、台湾の復興航空のチャーター便が実現いたしましたことに伴い、来年度以降の誘致に向けて、さらにプロモーション活動を実施したところでございます。復興航空・中華航空のほか、旅行会社8社を訪問すると同時に、12月9日にはオホーツクの夕べということで、こういった関係者を招き、オホーツクのPR活動を実施したところでございます。

以上、行政報告とさせていただきます。

◇議 長 これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

◇議 長 日程第5、一般質問を行います。

順番に一般質問を許します。

2番、中堀君子議員。

◇中堀議員 おはようございます。

私は、6月、初めての議会で質問させていただいた、友好姉妹都市のコーナーを本庁舎の正面に、町長を初め、担当職員の皆さんがあの酷暑の中、テーブルを片づけ、植木鉢を寄せて、稲城市と氷川町の案内板パネルを掲げて、町民の皆さんに見てもらおうと汗を流していただいたことに、まずもって御礼を申し上げたいと思います。

その友好姉妹都市稲城市へ、私は74歳にして初めて稲城市へ足を踏み入れました。いなぎ市民祭に参加ということでしたが、あいにくのどしゃ降りです3日間とも中止になってしまいました。でも、待ってくださっている市民の方たちが次々といらっしゃるので、Aコープの倉庫で2日間、3日目は大空町アンテナショップほのか稲城店の横で、タマネギやジャガイモ、青大豆を販売いたしました。大変好評でございました。稲城Aコープの方たちも、それから農村青年部の方たちもお手伝いをしてくださいます。お客様を案内してくださったりと、これが20年間友好姉妹都市としてやって

きた交渉のあかしかと感じてまいりました。

また、雨の中をアンテナショップの、元稲城市役所の職員の方ですが、私が初めて稲城市へお邪魔したということで、清掃工場や市役所、病院等を、休日でしたので車の窓から街の中を見させていただきました。都市景観のすばらしさ、街路樹が各町内ごとに、その町内ごとに違う樹木が植わって、整然としていました。稲城市と大空町の違い、市域や人口の違いはあっても、見習う点がたくさんあることを感じながら帰ってまいりました。

さて、前口上が大変長くなりましたが、私は、今回は町民の方たちのささやかな疑問や、こうだったらいいのになというつぶやきを、町長さんを初め、役場職員の皆さんに聞いていただくものです。

まず、環境問題ですが、この大空町、東藻琴にはシバザクラ、女満別には網走湖女満別湖畔と、観光の拠点があります。ことし春早くに、ラジオで大空町女満別湖畔のミズバショウが見ごろですよ、皆さん見にいっちゃいませんかというコマーシャルがあったそうです。それを聞いた札幌市の方が、女満別のお友達を訪ねてミズバショウを見に行ったそうであります。その女満別の見に行った方がおっしゃるには、お客様が帰ってから私のところにいらして「中堀さん、とっても恥ずかしい思いをした。せっかく札幌から来てくださったのに、ヨシばかりでミズバショウは、ぼつんぼつんなのよ。あのヨシを刈り取ることはできないものですか。」という質問を、私は受けました。私は、大変不勉強ですけども、女満別湖畔は国定公園ですから、みだりに木を切ったり草を取ったりしてはいけないと思うんですけども、でもせっかく町民が考えを出してくださったのだから、担当課にお伺いを立てて、北海道なり国なりに聞いてもらいましょうかというお話をいたしました。このことで、担当課としてよいお答えはありますでしょうか。お伺いをいたします。

また、「町内に流れる河川には、昨今話題になっているウチダザリガニを初め外来種はいるのかどうか、調査などはしていますか。」と、この方は聞いてまいりました。このまま担当課にお伺いをするものです。

続きまして、まちおこしですが、12月に入り急に気温が下がり、日の入るのも日が落ちるのも早く、3時半、4時には真っ暗になってしまいます。ジングルベルクリスマスも近づいたせいか、私もささやかに庭の木に、イルミネーションまでとはいきませんが豆電球をつけました。女満別内でも、旧空港通りのお宅ではすばらしいイルミネーションをして、私が見させていただきに行きました13日の夜6時ごろでしたけれども、車が2台止まって小さいお子さんを連れて楽しんでおりました。

政府は、来年10月から環境税を導入すると報道しておりますけれども、電気を使うイルミネーションでまちおこしをというのはおかしいのではないかとおしかりを受けそうですが、札幌大通公園や函館港の大ツリー、北広島市等では、役所が率先してホームイルミネーションを呼びかけ、今ではバスツアーが来て経済効果は上がってきていると聞きました。太陽光パネルやLED電球等で、役場がお金を出すのではなく知恵を出し合って、バスツアーとまではいかなくとも、空港におり立ったお客様が感嘆の声を上げてもらえるような空港通りであつたらいいのにな。消防では、火の用心とイルミネーションがチカチカしております。役場の施設にも、ささやかにイルミネ

ーション、例えば「交通事故に気をつけて。」とか、「納税はお済みですか。」とか、そんな手づくりのイルミネーションで、役場がお手本を見せることで、町民の方たちにも広がりが見えるのではないのでしょうか。

最後に医療問題ですが、春、4月に●●のほうの●●ばあちゃんというのかな、おばあちゃんが私のところへ来て、「うちのお嫁さんが流産をしてしまってさ、かわいそうなことをしたのよ。」。ちょうどビートの植えつけどきで、誰も手があいていないもので、車を出してやることができず、お嫁さんが御自分で運転していったもので、町内に行ったのだそうです。「町内に産婦人科があったら、かわいそうな思いをしなくてもよかったのにね。」と、このおばあちゃんは涙ぐんでおりました。

現在、産婦人科と小児科のお医者様が減少しているようです。仮にいたとしても中央へ出ていき、地方はどんどん医師不足であるということも承知した上で伺いをいたします。妊婦さんが、安心して赤ちゃんを産み育てるような手だては、町としてはどのようにお考えでしょうか。

以上、3点をお伺いいたしまして終わります。ありがとうございました。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 中堀議員の一般質問にお答え申し上げたいと思います。

1点目の環境問題についてということで、女満別湖畔の湿性植物群落についての御質問がございました。女満別湿性植物群落は、ヤチダモ・ハンノキ、これらを主とする広葉樹林で、林床には広大なミズバショウが群生し、学術価値の高い植物群落として昭和47年6月14日に、国の天然記念物に指定されております。国として保存していくことはもちろん、当該地の市町村として取り組むことも必要であろうと、私は考えてございます。私自身も、現在あります湖畔観光線、この道路のあり方でありますとか、設置しております木道の、設置のそのぜひ、また、観光や漁業というところとかかわりなど、非常に関心を持っている場所でもございます。過去に、北海道大学に環境調査を依頼した経過などもございます。詳しくは教育長から答弁いたさせますので、御了解賜りたいと思います。

次に、ウチダザリガニのことについてもお尋ねでございました。ウチダザリガニは、北米大陸原産の甲殻類の淡水ザリガニの一種、体長は約15センチメートルほど、第1胸脚、ハサミの部分のところの稼働肢に小さな斑点があるというのが、特徴であるようでございます。食性は雑食ということで、気が荒くて共食いをするという報告などもあります。

日本への移入は、昭和5年に、当時農林水産省がアメリカ合衆国のオレゴン州から輸入をして、養殖のために摩周湖に放流したという記録がございます。しかし、摩周湖から自然的に拡大するということは、あまり考えにくいのではないかと、そのように思っております。何がしかの関係で人為的に放流し、そのことによって生息域が拡大したものと推察されるということであります。環境への適応性、繁殖力が非常に高い種でございます。ニホンザリガニの生息域と競合して、その中でニホンザリガニを圧倒してしまうために環境問題として取り上げられ、外来生物法に基づき特定外来生

物に指定されております。このことから、許可なく飼育することが禁じられております。

生態系への影響は、捕食者として在来生態系をかく乱している可能性が非常に高い、また、水カビ病を媒介して在来種に感染させて死滅させるなどの影響が懸念されております。具体的には、釧路市の春採湖で、水草の食害でヒブナの産卵床が食い荒らされたという事例が報告されておりますし、阿寒湖でも天然記念物のマリモが食害に遭っているということが確認されているところでございます。近隣で申し上げますと、北見市・美幌町・清里町・置戸町、さらに湖などと言いますと摩周湖・屈斜路湖・阿寒湖などで、この生息が確認されているところであります。美幌町においては、平成20年度から防除を実施して、約1万1,000匹の個体を捕獲しているという報道がなされておりました。さきほど言いましたとおり、環境への適応力や繁殖性の高さなどから、網走川水系の上流で生息が確認されております。本町の地域にも生息している可能性があるものと、そのように推測してございます。

現在、直接的に農業や水産資源への被害というものは、報告されておられません。オホーツク総合振興局などに確認いたしましたところ、人為的な放流禁止などの注意喚起や適正管理の周知にとどまっております、現在は抜本的な調査は行われていないという状況でございます。また、私どもから漁業協同組合等へ確認いたしましたけれども、先ほど言いましたように私どもの地域の中では、農作物や水産資源等への被害はないということでございます。

今後、オホーツク総合振興局などからも情報を十分収集し、さらには近隣市町村の状況なども把握させていただきたい、さらには町民などからそういう情報をいただきながら、広域で調査をするということを考えていかなければならないのではないかと、そのように考えてございます。今後、こういった面にも適切に対応していく、そういう対応方針で臨みたいと考えてございますので、御理解賜りたいと思います。

続きまして、イルミネーションなど、そういった町民の皆さんのかかわる中でのもちおこしということでの御質問をいただきました。

私は、11月は東京都出張が何回かございまして、向こうでのテレビなどを見ておりますと、イルミネーションが始まったよと、そういうような話題がテレビで報道されておりました。また、数日前テレビを見ておりますと、全国各地のイルミネーションの特集がなされておりました。増えているという報告の内容で、これはLED電球の普及などが影響しているのではないかととも言われておりました。

先ほど、中堀議員が言われましたとおり、北海道においても札幌市のホワイトイルミネーションがあったり、小樽市においては「小樽雪あかりの路」、下川町などではアイスクャンドル、洞爺湖畔のイルミネーションなど、観光協会の方々と商工会議所・住民の方々の実行委員会などで、北海道の冬を代表する風物詩として知られるものが多くなってございます。

また、企業や住民の方々がさまざまな形で取り組みが行われているとも認識してございます。大きな規模のものについては、旅行ツアーに組み込まれたり、中堀議員が御指摘のようにいろいろなところの雑誌などでも取り上げることが多くなっておりまして、そのことによって入込みのお客様にもつながっていると、そのように思います。

そんなようなこともありまして、いろいろな方々が、大規模ではないにしても地域の中でさまざまなイルミネーションをとり行っているようにも思います。また、ホームセンターなどで、そういうグッズが売られているという状況も目にいたします。私どもの町でも、町民の皆さんが思い思いに住宅などに飾りつけされ楽しんでいる、そんな状況を見ることができます。

道の駅におきましては、財団法人めまんべつ産業開発公社が独自でイルミネーションを行っております。また、先日、女満別湖畔のホテル山水さんのところにお邪魔いたしましたけれども、その玄関先などでも飾られておりました。

こういったものは、イルミネーションに限らず町民有志の方々が、自分たちの遊び心と、また、町の活性化、そういうことを含めながら取り組まれているものだろうと、そのように思います。そういった独自の活動を、一つ例をもって取り上げてみますと、道の駅などでは氷像の制作・地域の特産品の提供・雪合戦・ロビーライブなど、道の駅の雪まつりということで、町民の方々が自主的にそういう活動をしてくださっております。大変ありがたいことだと思っておりますと同時に、町といたしましては、会場の使用など、そういったところでバックアップをさせていただいておりますし、ことしは大空町の5周年となる節目の年でもございました。町民の方々が主体となっておりいろいろな企画をされ、多彩な催し物が行われてまいりました。そういう自主的な活動というのは、まさに地域の力となって、活性化やいろいろな交流につながるものと大変歓迎すべきことで、できる限りこういったものについては、町としても支援を申し上げていきたいと、そのように思っております。

今、内部で検討しておりますのは、自治会の活動に対する補助金というものを今、持っておりますけれども、来年度こういったものをもう少し使い勝手がいいような形で、地域の活動にいろいろな形であてていただく、そういう支援の材料とならないだろうかということで検討させていただいておりますし、現在もある町民の方々の支援するいろいろな活動の補助金、こういったものを統合してもう少し、しっかりとPRをする、そのことによって多くの町民の方々に使っていただけるような、そういう体制をとりたいということで、来年度に向けて検討を加えているところでございます。こういったものも活用いただきながら、皆さん方の独自の活動を支援していきたいと、そのように思っております。

また、この御質問がある前に、職員のほうから「役場でも、どこかでイルミネーションをやりませんか。」というような話が寄せられておりましたし、そう言っているうちに一般質問の通告がなされたこともございました。急きょではありましたが、町で持っている資材などで消防の前のトチノキに少し施しをしてみた部分もございます。そういった中で、町が取り組みを行うことで町民の皆さん方の機運が少しでも高まればと、そういうきっかけにさせていただければと、そのように思っておりますので、今後とも御指導賜りたいと、そのように思います。

3点目につきましては、医療問題について御質問をいただきました。

住民の方々の安心・安全な生活を確保するために、地域医療を充実させるということは行政の果たすべき責務の一つでございまして、産科医を地域で、町内で確保するということは、町としても究極の目標になろうかと思っております。私自身、昭和35年の

2月生まれでございますが、私は当時の女満別国民健康保険直営病院で生まれております。女満別の町史をひも解いてみますと、昭和30年に女満別の当時の国民健康保険直営病院に産婦人科が開設、しかし、昭和35年に医師不足によって休止というような記載がございました。ひょっとすると、私が最後のほうの国民健康保険直営病院での出生なのかなと、そのようにも思ったところでございます。

また、こういった関係から、昭和45年に母子健康センターというものを病院のわきに開設いたしまして、助産師を配置し、妊婦の指導でありますとか、分娩もその施設においてできるというようなことを行ってまいりましたが、昭和55年にこの母子健康センターも廃止してございます。一方で、東藻琴においても昭和38年から一時期、同じように母子センターというものがあって、そこで出産ができる仕組みというものがとられていたようでございますが、こちらのほうも現在では休止ということになってございます。そういった関係から、町内で現在は出産ができるという体制ではなくなっている現状にございます。

全国の中で医師不足が言われておりますけれども、特に小児科や産婦人科というところが少なくなってきたということがございます。こういった医師不足の背景というものについて、少し御説明申し上げたいと思います。新しく「臨床研修制度」というものがスタートし、これが医師不足になった原因ではないかと言われております。新しい制度は、新人医師が専門分野に接する前に、初期診療などの臨床医としての基本を身につけるために、2004年度にこういった制度が導入されました。それより前は、医師免許をとってすぐに出身の大学の医局などに身分を移し、その大学病院や医局が派遣する関連病院で診察を行いながら、専門の医師としての技術を身につけるというのが一般的でございました。

しかし、新しい制度では2年間の研修プログラムを提供する病院での研修に専念するということになります。あくまでも研修プログラムでありますので、複数の診療科をローテーションで回るというようなことから、現場の戦力とはなりづらいという面がございます。新しい制度によって、2004年、2005年と2年間にわたって大学医局に新しい医局員が入ってこなかったという事態となっております。この2年間に誕生した医師数は、1万5,000人と言われております。全国の医師数25万6,600人余りでありますけれども、この6%が、今言った1万5,000人ということで、この数が不足しているという、そういった報告もございます。

2年間の研修が終わればどうなるのかということでありましたけれども、しかし2年間の研修が終わっても、実際にはそういった若手のお医者さんたちは、その研修を行った病院にそのまま勤務をして、大学の医局には戻られていないというのがほとんどでございます。その後においても、そういった同様の傾向が続き、ますます現場としては医師不足が深刻化してきているという状況があります。結果として、大学医局に属する医師が激減する、やむを得ず関連病院に派遣していた医師を引き上げる、医師を引き上げられた医療機関では、残った医師が頑張っているものの激務であるということから、みずから開業したり勤務の厳しくない病院に移るということになります。一人二人そういう方々が出てきますと、結果残ったお医者さんがどうしても耐えきれなくなると、大量に一時に退職するというようなことが言われております。

また、さらに冒頭、婦人科と、それから小児科というのが非常に少なくなってきたということがあります。これらは、診療科の偏在も医師不足の一因にあると言われてございます。リスクの高い産婦人科でありますとか、患者数の少ない小児科というところを敬遠する傾向にあるのではないかとと言われております。産婦人科の医師、また、助産師の常駐、これは目標とするところではありますけれども、現状としては非常にハードルが高いものと、そのように考えてございます。

しかし、だからといって現況に甘んじているばかりではいけないというふうにも考えます。妊婦の健康審査にかかる助成を、町として行ってございます。また、妊婦の方々に事前登録制度というものを提供してございます。もし、緊急時の場合については御自分などの、御家族などの車で移送されるということではなくて、救急車で持って支援する、そういう仕組みに登録をいただいております。現在と言いましょか、今年度大空町では69人の妊婦の方がいらっしゃいまして、そのうち登録が67件ございます。実績といたしましては、1件の搬送と、移送ということにとどまっておりますけれども、こういった中で安心を持っていただけるということも、大切なことではないかなと思っております。

一方で、我が町だけでは、なかなかそういったところをすぐさま提供していくというのは難しい面がございますので、広域的な連携、今、御相談を申し上げております、例えば定住自立圏の協定などの中に、こういった産婦人科や小児科における連携というものもしっかりと位置づけて、安心を皆さんに持っていただくということの可能性はどうかということも考えなければならないのかなと、そのようにも感じたところでございます。

最後に、管内の状況について御報告申し上げたいと思います。オホーツク管内におきましては、網走市内に2つの産婦人科の医療機関、北見市に4つの医療機関、遠軽町に1カ所ということで、計7カ所がございます。さきほど言いました69人の今年度の、私どもの町の妊婦の方々は、網走市に42人、北見市に27人、遠軽町にはございませんけれども、そういった中で病院を確保されて、そこに通院・検査などを行っていただいているという状況でございます。

また、北網の地域における助産師の数が、平成20年度版のオホーツク年報に記載されておりました。それによりますと、北見市に51人、網走市に14人、美幌町にお二人の助産師の登録があるという報告がなされてございます。

いずれにいたしましても、冒頭言いましたようにそういった地域の医療をこの地域で確保するということは、町としての究極の目標になってこようかと思っております。それに一歩でも近づけるように、今後も努力してまいりたいと思っておりますので、今後とも御指導いただきますようお願い申し上げ、御答弁とさせていただきます。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教 育 長 中堀議員の環境問題についての一般質問にお答え申し上げます。

網走国定公園内のミズバショウの保護についてであります。毎年春の開花時期には、女満別湖畔沿いにおいてミズバショウが白く咲き乱れ、町民の皆さんはもとより、

観光客の方々を魅了し続けており、町にとってミズバショウは大変貴重な財産である
と、このように思っております。

しかし、長い年月を経るにしたがい、生態系や自然環境等の変化に伴い、湿性植物
群落の立地環境の変容がうかがい知れるようになってまいりました。町では、平成7
年と平成15年に北海道大学の協力を得まして、湿性植物群落の実態調査を実施した
ところでございます。その調査によりますと、木道付近のヨシの占有度合いは、平成
7年時よりも平成15年時のほうが高くなっていることがわかっております。その要
因として、長年にわたる自然環境の変化等から広葉樹林の倒木が進み、日の当たる場
所が拡大した影響から、ヨシが繁殖したことが挙げられております。

また、直射日光のよく当たる場所は、湿地の乾燥が進むことなどから、ミズバショ
ウの生育にとって適さないこともわかっているところでございます。中堀議員からの
御指摘のように、確かにヨシの繁茂によってミズバショウへの生育環境の影響という
ものはあるかと存じますが、一番の影響は木道周辺地帯の倒木により、日陰がなくな
ったことであると、このように考えております。

新潟県の財団法人であります調査機関が、ミズバショウに対するヨシの刈り取り実
験を4年間にわたり行っておりまして、その結果によりますと、生い茂るヨシの密度
が適度である場合は、直射日光からミズバショウを保護する役割を果たし、ミズバショ
ウの生育を助けていることがわかっております。またその一方で、ヨシの密度が極
端に高い場合は生育を阻害し、衰退するといった結果もあわせて出ているところでご
ざいます。そのような事例などから、ヨシの繁殖状況によっては、ミズバショウにと
って有益ととらえる考え方もあることから、ミズバショウの保護という理由でヨシの
刈り取り許可を国から得るには、十分な分析や研究が必要とされており、現状では大
変難しいものと判断しているところでございます。

シバザクラと並び、町の花でもありますミズバショウを、町としてもしっかり守っ
ていきたいと考えているところでございます。今後も過去の実態調査のデータを参考
にするとともに、専門家や有識者などの御意見をお聞きしながら、保全のための研究
をしてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願い申し上げ
ます。

以上、御答弁とさせていただきます。

◇議 長 すいません、手を挙げてください。

2番、中堀君子議員。

◇中堀議員 国定公園ということで、町民がボランティアで草を刈るとかヨシを刈るとか
ということも、町長を初め、教育長さんの御答弁の中で、いわゆる適当に、適当にと
いうかお互いに保ちつつ繁茂していくということは、大切なんだなということ、それ
と、町民がヨシを刈ってしまえばきれいになるんだということをわかっていながらも、
大変難しいことがあるということで、刈り取ることはできないということがわかりま
した。町としても、車が入ったり、植物の保護とかいう観点から、町道から林道に変
更して車の出入りを制限してくださる努力も見えておりますし、これからも町民のわ

かりやすい、今のような行政運営を、納得のいくまちづくりを望むものであります。

(何事か言う者あり。)

そういうことを、外野から言わないでください。

ただ一点、これはダイレクトメールというのかパンフレットというのか、一番新しい大空町のパンフレットでございますが、この中にすばらしいミズバショウが写っているのであります。この写真を見て、先の御婦人は「これはいったいどこのミズバショウなんですか。」というふうに聞かれましたけれども、写真を撮る人の腕で、こういうふうに撮れるんじゃないですかと、そのときは答えましたけれども、非常にすばらしい写真集のようなパンフレットなものですから、その御婦人は不満げに私のところへ持っていらしたのです。これは、その御婦人からいただいたものなんですけれども、そういったことで、今後このミズバショウに関しては、お互いに日陰をつくりながら、ヨシも日陰になってミズバショウがきれいに咲いてくれるということがわかりました。ぜひまた、町民の方にもわかるような、そのようなことで私も努力いたします。町もまた、努力していただきたいと思います。

それから、ウチダザリガニについてでございますけれども、先ほど町長の御答弁の中で、広域にわたって今後調査をしていくというお言葉がございました。確かに、まだ大空町にはいないということは、絶対にいないということはありませんし、見つかったら、もうそれは本州のほうでいうゴキブリと一緒に、1匹いたら100匹いる、100匹いたら1,000匹いるというふうに、どんどん増えていくものだと思いますので、来年暖かくなったら、子供たちと一緒に川遊びをしながら、これは教育委員会のほうにお願いをしたいと思うのですけれども、子供たちと一緒に川遊びをしながら、ザリガニはどんなザリガニがいるんだろうなというふうなことで調査をしていくという一つの手もあるのではないだろうか。そのように思いまして提案をさせていただきたいと思います。

それから、まちおこしのイルミネーションでございますけれども、町民のつぶやきで……。一問一答でね。はい。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 まず、ミズバショウの関係でありますけれども、ぜひ定期的に、あそこの植物群落の状況がどうなっているかというものについては、今後もおさえていきたいと、そのように考えてございます。

また、確かに今、見せるためにということで作られておりました木道の周辺については、残念な状況になってございます。今後、見ていただくその方法ということもですね、場所ですとか、先ほど言ったその、車で行くことがいいのかどうかというようなことも含めて、しっかりと御議論いただいて確立させていきたいと、そのように思っております。

また、パンフレットなどについては、最もいいところをやはり、写真に撮って載せようというようなことから、そういうようなものになっております。ですから、その場所がないわけではないのですけれども、じゃあ皆さんの視界の中にその部分がとら

えられるかという、今の状況ではなかなか難しい状況になっておろうかと思います。先ほど、見せると言いましょうか、それも情報公開の一つなんだろうと思いますけれども、そういう中ですね、ぜひ、そういったところが見られるような場所が、どういう手段であれば見られるのかというようなことについても配慮しながら進めてまいりたいと思っています。

また、ウチダザリガニのことについては、町として今言ったような学習の面も含めてやっていくということは、それはそれで大変大切なことだと思っています。

ただ、きょうの北海道新聞などにも、洞爺湖でというような報告もありました。私がいいますのは、例えばエゾシカなどにおいても、単発的に調査の仕方がバラバラだとか、それから場所も時間帯も違うというようなことでは、なかなか、その全道への広がりというものが、全体としては把握しづらいのではないかと。できれば、オホーツク総合振興局もしくは北海道などが、そのマニュアルみたいなものをつくって、ぜひみんなで一緒にの時期に、同じ方法でやるということによって、全道の分布状態というようなものですね、わかってくるのではないかなと。そういう把握するということであれば、そういうところを私どもも提言しながらやっていくということが必要ではないか。

また、地元の学習としてやる上においては、今言われたようなこと、特に地域の方に関心をもってもらうというやり方においては、大変有意義なことではないかなと、そのように考えております。後ほど教育長などからも、その観点については御答弁させていただきたいと思いますが、そのように私も受けとめておりますので、ぜひ中堀議員の意をくんだ、町民の皆さんにわかりやすいような、そんな取り組みをしてまいりたいと、そのように思います。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育長 中堀議員からは、ウチダザリガニを子供たちが学ぶ、そういう教材としての活用についての御提言をいただいたところでございます。現在、生活の時間、社会科の時間あるいは理科といった教科の中で、生活体験学習なんかに両地区で取り組んでいるところでございます。水田の中の生き物であったり河川の生き物であったり、そういうものを子供たちが捕獲して水槽で観察すると、そのような授業も現在も行われておりますけれども、話題となっておりますいろいろな問題、環境、そういった観点からも、ウチダザリガニの存在というものもですね、学校教育の中で、また学校とも相談しながら取り組めるものを取り組んでまいりたいと、このように考えているところでございます。

今後とも御指導いただければと、このように思っております。

◇議 長 2番、中堀君子議員。

◇中堀議員 ミズバショウのこともウチダザリガニのことも、大変私の勉強不足と言いますか、ああ、なるほど、そうなのか、というふうに関心して聞いておりました。ぜひ、こ

のことにに関して教育委員会も、また、町長も広域でというお言葉がありましたので、ぜひオホーツク総合振興局のほうへも働きかけるといえるのか、全道でこのウチダザリガニを絶滅できるように頑張っていきたいと言うと、非常に大ごとになりますけれども、ささやかな私の願いでございますので、このことに関しては、ありがとうございます。

2問目を続けてよろしいですか。はい。

まちおこしイルミネーションということで、私は、町長のほうからも御答弁をいただきまして、ああ、女満別の中でもそうか、ホテル山水さんでもやっているのか、道の駅でもやっているのかと。まあ、夜になると74歳のばあちゃんは、めったに外へ出ませんから見ることは少ないのですね。ですけれども、町民のその「きれいだったよ。」「よかったよ。」という報告を、私は私の周りのおばあちゃんたちから聞いていて、「あんた、いつ行ってきたの。」「風呂の帰りに寄ってみたの。」とかいうことで、いわゆる町民の口から口へ伝わって、こういうことになるのではないだろうか。一人が二人と、みんなで広がりを見せるように、私はこのたび質問したのは、いわゆる、もうよどんではないでしょうけれども、小さな池に石つぶてを投げて水の輪を広げる、さざ波を起こす、そのことによって、ことはもう間に合わないでしょうけれども来年はきっと、きのうきょうの大空町のイルミネーションの倍、2倍、3倍と広がりを見せているのではないだろうかというふうに期待を持って質問させていただきました。

小さいお子さんがいらっしゃるからとか、夫婦だけのお宅でも、お年寄りのお宅も若者も知恵を出し合い、町中にホームイルミネーションが輝くことをというとなんか、よその土地ではやっているのに今ごろ何をやっているんだといわれそうですけれども、先ほども言いましたように空港、飛行機からおりたお客様が、「きれいだったよ、あそこの町へおりたらすばらしい、空港通りはマツの木がありますから、そこにイルミネーションが輝いていたよ。」というふうに、他町村からも言われるようなことをお願いしたいと思って、このたび質問いたしました。イルミネーションに関しては、二度目の御答弁は結構でございます。

医療問題に進んでよろしいですか。はい。

産婦人科のお医者様に常駐してくださいというのは、町民の悲願のひであります。妊娠可能な町民のささやかな夢でもあります。安心して地元で赤ちゃんを産みたいと思うのも、妊婦さんのささやかな夢。妊婦ばかりではなく、人工透析をしている人も心臓を患っている人も血圧の高い人も何らかの病で病院通いをしている人も、等しく地元で診てもらいたい、総合病院があったらなと思うのは、町民のささやかな夢であります。その思いが実現できない点も、町民の夢に近づいてくださる努力をするのが、町としてあるべき姿だと思います。

私は、決して町を、町長を非難しているのではなく、この夢に向かって町民も町役場も一丸になってと言ったら、お金のかかることなのに中堀、何寝ぼけたことを言っているんだとおしかりを受けるかもしれませんけれども、今後とも、大変なことではありますが、大空町として安全で安心なまちづくりをお願いしたいと思ひまして、質問を終わります。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 地元で子供さんを産み、また、その子供さんが地元で体調を崩したときには医療にかかれて、例えば高齢になっていろいろ体の不調を訴えたときも、地元でいろいろな対応ができる。それは本当に、大変大切なことであると、そのように思います。

今回の御質問があった中で町史など、東藻琴の村史それから女満別の町史などをひも解いて、過去の医療の状況がどうであったかというようなことを、少し勉強させていただきました。先ほど一部紹介いたしましたけれども、数はたくさんいたのかもしれませんが、交通の状況も今とは違ったのかもしれませんが、それでもその当時、何年間か女満別の地域にも産婦人科医がいたという時代もありました。そういうところから見ますと、医療は非常に進歩し、さらには交通の状況なども進歩しているとは言いながら、医療の分野においては逆にだんだん、私ども地域の者から遠ざかってしまっている部分があるのではないかなと、そんなことを町史を見た中でも感じたところであります。

どこのまちでも同じようなサービスが提供できる箱物などについては、そういったことについては、よく金太郎あめのように、どこにもここにも同じサービスが必要なのかということは、考えなければならない、そのことはよく言われておりますけれども、そのソフトの部分と言うんでしょうか、人間にかかわるそういったサービスの提供というのは、日本全国どこにいてもやはり同じように受けられる、そういう体制がみんなの念願していることではないかなと、そのように思います。もし、それがなくなってしまうと、例えば採算が合わなければ電気も水道も、そういったもののサービスも供給しなくていいのか、というようなことにもなってしまいます。それと同じ、同一線上に医療というものもあるのではないかと、そのように考えるところでございます。

ぜひ、いろいろな分野において町民の方々が安心してこの地域で住める、その基礎になる部分が、医療の確保ということになるのではないかと、そのように思います。ぜひ、高いハードルの部分も確かにありますけれども、目標をしっかりと持ちながら一つ一つ努力をしてまいりたいと、そのように思いますので、今後とも御指導賜りますようお願い申し上げます。

◇中堀議員 終わります。

◇議 長 これにて、中堀君子議員の一般質問を終了します。
ここで、10分間休憩します。

休憩 午前11時01分
再開 午前11時11分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5、一般質問を続けます。

次に、5番、齋藤宏司議員の一般質問を許します。

5番、齋藤宏司議員。

◇**齋藤議員** ことは、5月までは低温、6月以降は異常高温と多雨などで、農作物に甚大な被害が出ました。また、国レベルでは政局が大変混乱しております。来年こそは、すべてにわたって明るく前向きな1年になることを期待するところであります。

さて、平成22年第4回定例会に当たり、通告書に基づき一般質問をさせていただきます。大項目として、3点に分けて質問いたします。

1点目、子ども手当についてです。

「次代の社会を担う子供の一人一人の育ちを社会全体で応援すること及び子育ての経済的負担を軽減し、安心して出産し、子供を育てられる社会をつくる。」を政策目的として、中学校終了までの子供を対象とした子ども手当の支給が、本年6月から始まったが、本町における支給対象者の数、年齢階層、世帯数などの支給状況及び未申請の有無など、子ども手当に関する現状と課題などについて伺います。また、子ども手当の創設に伴い、従来の児童手当が廃止されたが、所得制限がなく、保護者が国内に居住していれば受給権がある子ども手当へとかわったことによる支給者側としての対応について伺います。

2点目、共通番号制度についてです。

政府は、年金・医療・介護などの社会保障や所得などの税の情報を一つに集約し、国民負担の公平性を高めるとともに、サービスなどの充実を図ることを目的として、国民一人一人に番号をつけ、住民基本台帳のネットワークを活用する共通番号制度を創設する方針をたて、来年秋の臨時国会に関連法案の提出を目指すとの新聞報道がされております。今後、プライバシー保護の観点や整備費用の負担など、実際この制度がスタートすることになった場合、本町における対応と今後の課題などについて、どのように考えているのか伺います。

3点目、町内の空き店舗・空き家対策についてです。

国内経済の長引く低迷などから、回復の兆しが見えつつも失業率や雇用状況などが依然として厳しい情勢となっている中、本町における現状などについては、どのように認識されているのか伺います。

また、空き店舗や空き家について、町外からの移住・定住希望を含めた利活用の対応や課題について伺います。

以上、3点について町長に答弁をお願いし、1回目の質問とさせていただきます。

◇**議 長** 山下町長。

◇**町 長** 齋藤議員の3点の一般質問について、御答弁申し上げたいと思います。

子ども手当は、本年4月「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律」として施行されたものでございます。子育てを未来への投資と考える。個人の問題とするのではなく、社会全体で応援する。子供を安心して産み、育てることができる社

会を構築する。こういったことを目標として、設定されたわけであります。

従来の児童手当と、子ども手当の違いについてなどを少し御説明申し上げたいと思います。所得制限は、児童手当にございましたけれども、新しい子ども手当にはございません。対象年齢は、児童手当は小学校卒業までの児童でありましたが、子ども手当は中学校卒業までということで拡大しております。子供一人当たりの月額額は、児童手当は3歳未満のお子様と第3子以降の方は1万円、それ以外は5,000円でありましたが、子ども手当は一律1万3,000円ということであります。支給の時期につきましては、児童手当と同じく6月・10月・2月の年3回ということでございます。

対象児童の数でありますけれども、町で支給する手当分と、さらには公務員などで各職場から支払いするというものがございます。これらを合計した対象者数で申し上げたいと思います。全対象児童数は、1,123人、うち3歳未満のお子さんは201人、それを超えて小学校修了前までのお子様が682人、中学生が240人ということでございます。世帯数は、これは町で支給している分の世帯数だけをおさえてございますが、536世帯でございます。

申請の状況でありますけれども、4月9日づけで、対象者の方へ戸別通知をさせていただきました。8月中に全世帯からの申請書を受理して、手続をとったところでございます。また、新聞などでは、日本国外に居住する子供の取り扱いにおいて問題が生じている事例が報告されておりましたけれども、本町においては申請時、そういった検討を要するような事案はございませんでした。

本年、平成22年度、この総支給額は、全体で1億3,485万円を予定しているところでございます。このうち、国費は9,963万円、さらに、北海道と大空町がそれぞれ1,761万円を負担する予定でございます。大空町の負担のうち、1,213万円、これは特例交付金として別途予算措置が講じられますので、実質的な町の負担は548万円になる予定でございます。平成21年度、町の負担額が、特例交付金を差し引いて、児童手当のときの分ですけれども、1,285万円でございましたので、548万円になるということは、負担額が737万円減ったということになります。これは当然、数などの関係もございまして、単純に金額で比較すると、そのような状況ということでございます。

私どもの事務の取り扱いでありますけれども、児童手当はお子様一人5,000円の差がございました。先ほど言った3歳未満の方とそれ以外の方、また、第1子・第2子と第3子の方で違いがありました。また、所得が多いと児童手当が当たらないという制限もありました。そういった意味では、受け取られる方々からすると対象になるのかならないのか、非常に複雑であったかと思っておりますけれども、今回の子ども手当というのは一律でありまして、所得制限もないということから、事務を進める上では非常に説明もしやすく、単純になっているということから、容易であったというように感じてございます。

今後の課題でありますけれども、子ども手当については、現在国において平成23年度予算編成作業が進められている中であって、3歳未満児の手当額を7,000円引き上げるという方向で進められているやに聞いてございます。一方では、その財

源をどのようにするかということが課題というふうに言われております。そのことによって、自治体の負担が増えないのかという懸念も確かにあります。しかし、子ども手当を創設したときのその考え方の中には、児童手当時自治体が負担していた以上の負担を求めないという考え方がございまして、これを踏襲していただけるものと、そのように考えております。しかし、先ほど1, 200万円から500万円台に下がったということがありますので、その部分をもう少し町でもってくれというような話が出てくる可能性というのは、否めないかなというところも感じているところであります。

しかし、子ども手当につきましては、町がどうこうというような裁量権が入る余地は、まったくございませんので、これから国の予算編成の動向を見据えつつ、平成23年度の予算編成に我が町としても当たっていききたいと、そのように考えているところでございます。

次に、共通番号制度についてお答え申し上げたいと思います。

一般的に言われております共通番号制度は、国民一人一人に番号を割り振り、個人の所得を税務当局が把握しやすくする仕組みというふうに言われてございます。年金や医療・個人情報についても統合的に管理する機能を持たせることによって、適切な、適正な社会保障の給付につなげようと、さらには事務の効率化や国民負担の公平性を図るものと、そのような視点から議論されているものかと思えます。

国は、この6月にそういった共通番号制度をめぐる中間のまとめを公表して、パブリックコメント、国民の方からいろいろな意見をいただく、そういうものの募集が行われてございます。具体的な制度設計や課題など、そういった議論が少しずつ始まっているというふうに認識してございます。この中間まとめの中では、主として給付のための番号として制度設計をする、また、真に手を差し伸べるべき人への社会保障制度を充実させるということを目的として強調してございます。来年の1月に基本方針、3月から4月にかけて法案の骨子となる要綱、6月には、仮称でありますけれども「社会保障・税番号大綱」というようなものを決定して、来年の秋には法案を提出したいというのが、現在の国の状況でございます。

心配な部分として言われておりますのは、個人情報の関係であります。中間まとめの中では、個人情報の関係として自己情報へのアクセス記録の確認でありますとか、第三者機関の設置、目的外利用防止にかかる具体的な原則を明示する、また、関係法令の罰則強化、最低でもこういったものが必要ではないかという議論だそうでございます。

また、費用ですとか機関については、国と地方公共団体、さらには日本年金機構や医療保険者など、そういったところがどのように負担するか、そのところは関係者がしっかりと調整し、議論して進めなければならないと、そのようにうたっているようでございます。ただ、金額のほうが先行して、いろいろな報道がされております。いろいろな形、共通番号制度の仕組みのモデルプランがありますけれども、ある案では2, 300億円とも、さらには6, 000億円とも言われている状況にあります。過去にも、新しい制度ができましたときに、末端であります市町村にいろいろな、そのシステムを置くということが言われて、過去にも国はそういった費用についてはみ

るというようなことを言われておりましたけれども、従来私どものところにあるシステムを改修する、私どもに今あるシステムの内容によっては、国が示す標準的なものよりもさらに費用がかかるような場合も、過去にはございました。そういうこともありますので、今回のことがもし進んでいってシステムの改修が必要といったときに、本当に私どもの町で必要とされる財源を、全て国として負担してくれるのかという不安は、ずっとつきまどってくるかと、そのように思っております。

国は、2014年度の導入を目指しているとはいえますけれども、こういったことについて、現在答弁申し上げたことなどについては、新聞報道から、私どもも情報入手したところで、具体的な決定事項ということではないというふうに認識していただきたいと思います。また、北海道などからも情報は一切入ってきていない状況があります。できるだけ私どもも、いろいろなところの情報を収集して、今後こういった国の動向を注視しながら、状況が変化した折にはまた、議会の皆様にも御説明を申し上げていきたいと、そのように考えておりますので、今後とも御理解賜りたいと思います。

3点目、空き店舗・空き家対策についてでございます。

現在、町で空き家等の情報登録制度というものを実施してございます。これは、空き家となった住宅に新しい方が住んでいただく、そのことが町の住宅政策にも結びついていくところがありますし、さらには町外からこういった方々を受け入れることにおいては、移住の推進というところにも役立つのではないかと。さらには、商店街の空き店舗対策に活用するにおいては、地域の活性化を図っていこうと、いろいろな役割と言いましょ、目的がある中でとり進めているところであります。町のホームページや広報誌、また、現在行われております町政懇談会などでも、町民の皆様にも御説明をさせていただいているところであります。

現在、空き家等の利用の希望者側は、14名の登録がございまして。一方で、空き家等の情報登録は7件ございまして。平成20年度からスタートしたこの制度でありますけれども、現在までに6件、これは取得、売買ですね、の部分が4件、さらには賃貸の物件が2件の成立がなっているところでございまして。この空き家等の登録制度、空き店舗にも活用して、先ほど言った地域の商工業の活性化などにもということで、適用させているわけでありましてけれども、残念ながら空き店舗等については、現在登録者、希望者の登録が両方ともないというような状況でございまして。

また、単に地域だけでこのことを、こういった移住対策をやっているということではなくて、外に対してもPRしながら、全国各地から私どもの町に移住を、というようなそんな取り組みもさせていただいております。首都圏で開催されております移住フェアに、大空町に定住をサポートする会の役員の皆様方と役場の職員が参加して、面談、また、説明等、そういったことをさせていただいております。自然環境でありますとか、空港の利便性など、そういった生活環境面のよさというものは、御説明させていただくと皆さん方十分理解いただいているかには思いますが、一方で、地方に行ったときの雇用の不安というようなところから、なかなか若い世代の方々の移住が実現できているというところまでは、いっていないかというふうに思います。

また、近年は完全に移住するというよりは、短期の移住でありますとか、お試し移

住、季節移住と言うんでしょうか。そういった視点の選択居住というものが、少し増えてきているように思います。ことし、町がかかわりを持った中で紹介いたしますと、3組の方が1カ月から3カ月、私どもの施設のほうに滞在されて、来年度もぜひ、また来てみたいというようなことで、さらに長い期間を予約されていた方々もいます。そのほか、個人でも自分たちで住宅を借りられて、季節移住をされているという方もいらっしゃるということについて、把握してございます。

こういった状況などを踏まえまして、先ほど言いました季節移住、2地域居住と言うんでしょうか、選択居住と言うんでしょうか、そういう対策については、先ほどの移住フェアだけではなくて、姉妹都市・友好町などの交流の中でも、また、企業訪問などそういった機会をとらえながら、町のPRにもなりますので、今後もしろいろなところでPRしていきたいと、そのように考えているところでございます。

以上、申し上げまして、1回目の御答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

◇議 長 5番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 まず1点目の、子ども手当から再質問させていただきます。

先ほど町長からも説明していただきましたけれども、実際に町からみた負担は530万円程度、世帯数も同じくらいの世帯数だったんですけれども、これ、来年度に関しては2万円、一律3歳以下は7,000円上がって2万円になるということなんですけれども、ちなみにいろんな町民の方に聞きますと、実際、3歳未満に対しては、それほどお金はかからない、医療に関しては、乳幼児医療で無料になっています。保育園に関しても、大空町では9,000円で、本当に安くて助かっております。その中で実際、全国的にはわかりませんが、実際3歳未満が増えてもどうなんでしょうか、実際お金がかかるのは小学生、特に中学生になると値段が違うくらいかかります。その中で果たして、国の言う3歳未満が妥当なのかどうか、その辺について町長の考えをお聞かせください。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 私どもといいましょうか、町では、実際に支給された子ども手当をどのように使っているか、ということについて把握したことはないんですけれども、国としてはことしの、第1回目の支給が終わった後、8月―9月にかけてアンケート調査を行っているということがあります。その中では、何に使ったか、初回でありますので、まだまだ十分使い切れていないのかと思いますけれども、一番多かったのは貯蓄や保険、これが41.6%、その次には子供さんの衣料や食・雑貨費、これが16.4%、さらには学校外の教育費に16.3%、しかし、4番目には家庭の日常の生活費に13.8%というような結果もあります。ちなみに、私も支給を受けておりますので、家内に確認いたしました。家では、6月の支給分については貯蓄、10月については一部学校外の教育費に使い、残りをやはり貯蓄しているという状況にあります。中学

生あたりぐらいから、特にまたお金がかかってくるということが言われております。先ほど言った、そのアンケートの中で、一番は貯蓄・保険料だったんですけども、一番上の子供さんの学齢区分でみたときに、貯蓄・保険料というふうに改訂したとき、0歳から3歳が一番上のお子さんの方は、貯蓄・保険料で答えた方は55.2%でありました。4歳から6歳までは46.3%で、少し下がります。中学生になりますと、中学生の方が一番上のお子さんのところは、貯蓄・保険料に回したというのは27%、やはり、中学生になってくると、そういうところで貯蓄に回すというよりは、別なところでお金をやはり使っているというのが実態かと思えます。

ちなみに、中学生のところで学校外の教育費といわれているもの、多分これは塾ですとか習いごと、また、学校外のところで使う教材というようなものが含まれるのかと思いますが、そういったところに使われているのが30.8%で、貯蓄よりもやはり多いというようなことで、年齢が上がることによって教育関係に対する支出に充てられていると、実態があるのではないかと思います。私自身も、実際にどのような時期にお金がかかってくるかという、今の中学生以下の子供たちでいけば、年齢が上がるごとに、やはり子供に対するさまざまな経費というものがかかってくるのではないかと、そのように私も受けとめております。そういった中では、国の目指すべきところと私どもの地域というところでは、先ほど言ったように年齢の、低学年のところと言いましょ、年齢が低いところについて、私どももさまざまな対策を講じている部分がありますので、もう少し年齢の高いところでそういった支出があれば、よりありがたいのではないかと、そういう感じ方をさせていただきます。

以上でございます。

◇議 長 5番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 子ども手当については、今の政府では一番の目玉の、マニフェストで始まった事業だと思うのですが、最初は全額国庫負担、その中で一律2万6000円というたい文句で始まった子ども手当だったと思うのですが、実際は、ふたをあけますと、なかなか現実的に不可能で、来年度はさらに、一部2万円、それもしくはすると地方に対しても、もっと負担を、増資になるかもしれません。

その中で、皆さんも御存じだと思うのですが、きのう新聞やテレビで報道されておりますけれども、一部給食費の滞納金や保育園の滞納に対しても充当してもいいですよ、そういう方向で変わるようでは、実際これ、どうなのでしょう。実際この滞納分、天引きという形で、もともとこの、なんで所得制限をしなかったのか、その辺が不思議に思うのですが、子ども手当の分、全国で1,500万人だったと思うのですが、年間給与所得が200万円を割る人も、恐らく1,500万人くらいだと思うのですが、本当に、果たして子ども手当、子供に対しての手当だけでよかったのか。もう一つ違う点から見ますと、もう一つ少子化対策の政策目的も入っておりますけれども、果たして1万円、2万円もらって少子化に目が向けられる親がいるのかどうか。その辺も疑問に持つところであります。

その中で、来年度からどうなるかわかりませんが、実際、地方でも負担して

いるんでしたら、政策、条例を掲げてその滞納分や、所得制限を入れるなり、そういう形で、違った形で子供に対して方策ができないものなのかどうか。その辺もちょっとお聞きしたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 新聞に、給食費の滞納などについて、そういったところから天引きができるというような報道もありました。これについては、具体的に決まったわけではありませんで、まだ内部検討なども進めていない状況にあります。私が思いますのは、少子化対策を打つ、その中で今回は子ども手当を支給するという、そういう判断になりました。私が思っておりますのは、やはり子供の数がだんだん減っていく、人口が減っていくという社会の中では、いろいろな制度のひずみが出てきている。それを解消するためには、やはり子供をもっと産んでもらいたい。そして、その人口の減少と言いましょうか、そういったところに歯どめをかけていく。そういう政策が必要だということでの考え方に立ったものだというふうに思っております。

私も、子供を育てる親として考えますには、子供がそうやって増えていくということは、やはり子育てをしている中での不安を解消してやらなければならないのではないかなど。そのためには、確かに私は、手当も必要でありますし、さまざまなかかる経費の負担軽減、例えば高校の授業料の無償化というようなことも必要ではないかというふうに思いますし、また、産み育てていくための環境の整備、そういうものも必要ではないか、それは例えば施設であったり、いろいろな制度であったりというふうに考えます。そういうものが、ある程度国民の方に理解をされて、それであれば子供を産み、そして育てていっても将来の不安はないなど、そんな気持ちがやはり、国民の気持ちの中に宿ることが少子化対策の解決ではないかと、このように思っております。

ただ、国が全部をしてくれるわけではありませんで、先ほど言った環境の整備でありますとか体制ということについては、大空町として乳幼児医療費の助成の拡大支給を行ったり、幼稚園・保育園の保育料の低減、さらには年齢の拡充も行ったりしております。そのほか、ファミリーサポート事業でありますとか広域保育事業、託児保育助成事業なども行っております。さらに、学校教育体制の充実ということで、教員なども町独自で配置させていただくことや、児童センター機能、放課後児童対策なども充実し、過日、学校の施設の整備なども行ったわけであります。

先ほど町として、平成21年度から見て平成22年度は、少し持ち出しが減ったというようなことがありますけれども、こういうところに結果的には、間接的にはありますけれども、そういう施策を打っていく中に充当されていっているのかなど、そんな考え方を持っております。

また、所得制限など、本当に必要な方々のところにいくという体制になっていないのではないかと、この点については、過去にもと言いましょうか、今現在もいろんな議論があるようでありますけれども、最終的には所得制限を設けないという方向のようでございます。また、これは法律で決まります関係から、それを超えて、

基本的には条例で何かを定めると、そのことと違うことを定めるということは、難しいのではないかと。まだ、十分な検討をしたわけでもありませんし、町としてそのことが、例えば実証されなければ支給を拒否するというようなところも、ほかにはあるようであります。考え方を持っているところもあります。あるようには聞いておりますけれども、私どもとして、そのような考え方は今、持っておりませんので、条例で規定するということは、難しいのではないかというふうに感じているところであります。

◇議 長 5番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 先ほど町長の答弁で、町内では536世帯の方が該当になりますよということだったので、その中で申請をしていない方はいませんということだったと思います。

以前、定額給付金という制度がありました。その中でも同じようなことが言われたと思うのですが、どうしてもなかなか、全国民に平均に行き渡らないことがあります。一般的には、ただ単に税金のバラマキじゃないのかという観点でとらえられておりますけれども、恐らく先ほど言ったように、実際1万円、2万円の金額では、なんと言いましょうか、それほど経済的な効果は出ないんだろうと思います。その中で、今後とも、どうしてもなかなか、アピールして、有効に利用して、使っていただくしかないのかなと。それくらいのアピールしかできないのかなと思いますけれども、その辺については、よろしく願いしたいと思います。

これで、1点目は終わります。

2点目の、共通番号制度ですけれども、今、住民課では住基カードというのがあります。これは本当に、身分証明書のなものだと聞いておりますけれども、これから国が考えているものはこれ以上のもので、所得までわかってしまう。今、国同士の丸秘事項が、本当にわかるような時代です。恐らく、先ほど町長も懸念しておりましたけれども、プライバシーに関してどのような対策を講じればよいのか、再度お願いします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 子ども手当が、私のところにも支給されるということで、うちの家内と、くれるんだという話になったけれども、どうしようかと、家内のほうも、どうしたらいいんだろうかと、国の趣旨からいえば、もう一人子供を産むことか、という話にはなりましたけれども、それはなかなか、かなわないかなと。今まで5人育ててきている、その御褒美として、今回は受け取ろうという話をした記憶がございます。

先ほど言いましたように、この子ども手当だけでは、なかなか皆さん方は、安心をされないというような状況かと思います。私どもが今できることは、先ほど言いました、その産み育てる環境を、町としてはいろいろな形でサポートして、この町で子ども手当を、例えば支給を受けながら子供を育てていく、それであればもう一人いてもいいよね、そういう気持ちになっていただけるように、私どもは努力していかなけれ

ばならないんだなというふうに思っております。

全国の、津々浦々の市町村が、同じようにいろいろな取り組みをされているかと思えます。そういったものが、時間をかけながらもかもしれませんけれども、浸透して効果があらわれるというところになるように、私どもも、私どもの地域の中で努力していきたいと、そのように考えているところでございます。今後とも、この点については、御指導いただきたいと思えます。

共通番号制度につきましては、正直、私どももまったく、先ほど言いましたようにわからないところが正直なところであります。ただ、実際に事務を執行するといひましようか、行う側においては、一つの番号がいろいろなところで使われて、いろいろ関連づけてそういったものが把握できるということは、事務を進める上では効率的になることは、確かにあります。

一方で、先ほど言った、それを例えば紛失してしまったとき、また、それから余分なところの情報と言ひましようか、かかわりのないところに、かかわりのない人にそういう情報が流れるという可能性が、多分に出てまいります。現在も個人情報の保護という法律もありますし、条例も設定しております。今度、こういうようなものが定められたときには、私どもで持っている条例などもですね、場合によっては直していかなければならない、そういうところも出てくるのではないかなと、そのように考えております。

一方では、個人情報保護の、この法律というのが非常に阻害要件になって、いろいろな社会生活のところで問題を生じさせていないかというような議論もあります。できれば、私が思いますのは、この機会にそういうところまで含めて、個人情報のあり方ということについて議論を深めて、そして新しいそういう体系と言ひましようか、そういうものに共通番号制度になるんだとすれば、そういうところに含めて議論して決めていくべきではないのかなと、そんな認識を持っているところでございます。

今後も、国のその進め方というところに注視をしながら、場合によっては私どもとして、いろいろな機会をとらえて御提言をさせていただく、そういうものが出てくれればいいなと、そのように感じておりますので、今後とも御指導くださいますようお願いいたします。

◇議 長 5 番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 共通番号制度については、これから法案が成立して進んでいく制度なので、これ以上の質問は避けたいと思ひます。

最後の3番目です。

町内の空き店舗・空き家対策についてですけれども、先ほど町長の答弁からも、実際の空き家の登録、また、実際の利用されている方、6名の方、そういう話もお聞きしております。

これ、どうしても公表はできないと前置きされたのですけれども、ことし10月に国勢調査がありました。その中で、大空町の人口が8,000人割ったんですよ、それ以上のことは聞けなかったのですけれども、その中で、ということは何百人単位で

減ったんだなということしか、わからなかったんですけれども、やはり恐らく、どうしても若い世代が減っているものかなと思っております。その中で、町長の答弁にも先ほどありましたけれども、平成19年6月に設立した、大空町に定住をサポートする会がありますけれども、その目的・内容、そして活動について、もう一度お聞かせ願います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 大空町に定住をサポートする会、これは、この事業などを進めていく上で、単に行政の、役場だけがサポートするのではなくて、地域に移り住んでいただくという考え方が基本にありますので、当然地域の方々などにも参加いただいて、一緒になってそういう方々を、移住をしてくる、お試し移住も含めてバックアップするというのが、目的の一つであります。そういったことから、こちらに、例えば移住を考えられていらっしゃる方々など、また、移住をしてきた方々などに対する日常の交流も含めてバックアップをしようという形で、町民の有志の方々に参加いただいて組織化をしてございます。そんな関係から、例えばお試し的に移住するときの日常品などを備える、そういった予算などについても、ここに補助金を出しながらその中で順次、即時的に対応ができるような、そんなことをさせていただいているところでございます。詳しくは、担当の総務課参事のほうから、もうちょっと補足させて、説明させていただきたいと思います。

◇議 長 山本総務課参事。

◇総務課参事 大空町に定住をサポートする会につきまして、若干説明させていただきたいと思います。

平成19年6月11日に設立させていただいております、女満別地域の方が22名、東藻琴地域の方が5名、総勢27名で組織されております。目的につきましては、都市住民と、それから大空町民との交流、地域の活性化を図るということで、この会が設立されております。会の主な事業としましては、移住促進にかかわる広報・周知活動、それから移住促進に向けた調査・研究、それから移住対策にかかわる受け入れ体制づくり、移住促進にかかわる関係機関・団体との連携、移住促進につながる各種事業の企画・立案・実施ということが、主なものになっております。

この組織につきましては、賛同する個人及び団体をもって組織するという事になっておりまして、これらの方々をサポートと呼びまして、いろいろな趣味、それから仕事・情報・人のつながりなどを利用して、事業の企画・立案をしておりまして、大空町への定住促進、都市住民などの交流につきまして協力をいただいております。

現在、主な活動としましては、移住にかかわるパンフレット等もつくっていただきながら、先ほども町長が答弁いたしました移住フェア等に参加していただき、広く都会の方々に大空町のよさ、それをPRしていただいているというのが実態でございます。

ます。

◇議 長 5番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 今、大空町に定住をサポートする会の趣旨並びに活動内容をお聞かせいただきましたけれども、1回目の町長の答弁の中にもありましたけれども、大空町は空港の利便性をもっと活用するべきだろうということをおっしゃっていただきましたけれども、実際、大空町にはもう、多くの定住・移住者の方が来られております。その中で、先ほどの27名の中、内訳はちょっとわかりませんでしたけれども、恐らくほかからの定住・移住者の方も、半分以上はおられるのかなと思いますけれども、その中でどうしても皆さんがおっしゃるのは、大空町は飛行場があつていいよね、じゃあ、それ以上何かあるのだろうと、よく聞かれるのですけれども、なかなかアピールの方法が下手だと言いますか、なかなか進まないのだろうと思います。

私の知り合いで、一人が先に大空町へ入ったんですけれども、もう一人呼ぶ上で、大空町って、何をPRしたらいいんだろうと聞かれましたけれども、ある方に言われますと、もっといろいろな諸団体、例えば青年部とか婦人部とか、そういう諸団体を巻き込みながら、大空町ってこんなすばらしいところがあるんだよというアピールをしてはどうなのだろう、また、役場だけの情報がなかなか、ストレートに入ってこないで、もっと早く情報をいただきたい。本当に、確かにボランティア活動なので、なかなか動きにくい面もあるのでしょうかけれども、もっと情報をお互いに密にした中で進んでいけば、もっと違った形で定住・移住も進んでいくのかなと思います。その辺、もう一度町長をお願いします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 こういった情報というのは、今で言うインターネットだとか、そういった部分もありますけれども、地域の中では口コミの情報、それが例えば今の時代であれば、さらにインターネットなどを通じてですね、全国に発信されるというようなところも多いのではないかなと、そのように思います。

そういったことを考えますと、今、齋藤議員がおっしゃいました、いろいろな方にこういったところに参加してもらって、巻き込んでいく、その手法がまだまだ十分でないのではないかと。私どもも当初、役場だけでやるのでは限りがあるだろうということで、その大空町に定住をサポートする会というサポーターの皆さん方に御協力をいただきました。まだ、その域をそれほど多く抜けていないような気がするというような御指摘かと思います。今後、そういった役場、さらにはサポーターの皆さん、さらにその外側ですね、かかわりを増やしていく。そういうような取り組みについて、今後とも考えてまいりたいと思いますし、具体的な何か、形と言いますか、具体的な行動を起こせられるように、町が主体的に御提案を申し上げていきたいというふうに思いますので、今後とも御指導いただきたいと思います。

◇議 長 5番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 どうしても地方から来る方で、空き家・空き店舗があります。それはわかりました。でも、その上で雇用は何かありますかと必ず聞かれます。その中で、雇用というと、大空町で雇用といったら何なのかなと、いろいろ、町内でも大変なことだと思うんですけども、例えば雨竜町、ここでは若者定住促進事業というようなものを行っています。若い方に、入って来られた方に補助事業をしております。また、厚真町、そこでも同じような事業をしております。そういう形で、何か若者に対してせっかく、団塊の世代の方が来られている方もおりますけれども、せっかく若者が来てくれるという中で、これから定住自立圏の構想もありますけれども、なかなか大空町だけでできない場合は、そういう形でも協力しながら、ぜひ雇用の問題も考えていただきたい。

そしてもう一つ、せっかく空き店舗・空き家の助成がありますけれども、実際、借りてもなかなか使いにくい。その中で、いろいろな町村でリフォーム事業、そういう形でも行っている町村があります。そういう点についても、前向きに考えていただきたいと思います。その辺について、町長の答弁があればお願いします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 雇用の問題、確かに大空町はいいところです、環境はいいです、住む場所も、例えば空き家登録制度などで多少御紹介はできます、ということなのですが、さらにそれから働く場所ということでいいますと、非常に今の行政としては、そのところの対応と言いましょうか、難しいというか弱い分野であろうかと思います。

実際に、私どもの町の平成22年度の、ことしの予算書を見ていただくとおわかりのとおり、各科目ごとに分かれておりまして、労働費というのが5款にあるかと思っています。その予算額は、15万1000円で、具体的な労働対策をしているというような状況には、正直なっていないのが現状でございまして、町の労働対策は何かというと、それは農業であったり、商工業であったり、建設業であったり、そういうところの産業の振興を図りながら、その中で民間の方々に雇用していただく、もしくは町として事業所や企業などの誘致を行い、開設を行い、その中で雇用を創出していくというような間接的な役割しか今現在は果たしていないというのが状況であります。そんな中で、本当は雇用までしっかりできれば、住むところ・働くところがあれば移住しようかという方々は、もっといらっしゃるのではないかと思います。

国などで進めている事業など、多分、北海道内でもいくつかの市町村が、そういうものを活用している部分があるかと思っています。例えば「田舎で働き隊!」、「隊」というのは、軍隊とか部隊とかというところの「隊」、そういうような事業などがあって、今、ふるさと回帰支援センターなどが、先ほど言ったフェアでやっている中でも、そういった事業とのセットで考えませんか、というようなお話もいただいている部分があります。ただ地元の、私どもの地域にすんなり合うかどうかというところは、まだ十分検証し切れていないところがありまして、そういった部分については、今現

に取り組めていない状況にあります。そういった制度なども、全国規模としてはできてきて、取り組んでいる町村がありますので、そこを参考とさせていただきながら、今後考えてまいりたいなど、そのように思います。

空き店舗、それから空き家等の部分でありますけれども、今現在空き家、この空き家登録制度の中で登録していただいた空き家を、誰かが取得される、登録された方が取得される、そのことに対して最高20万円の助成を出しますという制度がございます。それで、先ほど言ったように、平成20年度のスタートから今まで、4件の取得と2件の賃貸があります。さらに、その中で、買ってそのまま使うという方もいらっしゃるれば、多少リフォームをかけたいというような方については、さらに20万円、2分の1限度というのはもちろんあるんですけれども、最高として20万円、あわせれば40万円までの助成を出すという制度になっておりまして、そういったものを活用いただくという部分はございます。

しかし、店舗の部分については、今現在対象としておりませんでした。これは、その店舗の部分については、これからそこで利益を上げる、商売をされていくというようなこともあって、対象としていなかったのが今現在でございます。ただ、御質問をいただいたこともございますし、今役場の内部におきましては、そういった移住の方々もあるのですけれども、定住を進める上でも、そのリフォームに対する支援というのは必要なのではないかと。近隣の町村でもそういうところを制度化しているところはあるよというような議論がございます。そういった中で、この制度との整合性というものも図りながら、今後考えてまいりたいとそのように思いますので、今後とも御指導ください。

◇議 長 5番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 これで最後にしますけれども、先ほど町長が言われましたように、せっかく大空町には飛行場があります。この利便性を有効に使いまして、ぜひ多くの地方から、定住・移住者が来られるよう期待するところであります。
以上、終わります。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 人口減少の基調になっている日本の現状がございます。各地方、先ほど言った選択居住ということを、私は伝えましたけれども、市町村が選ばれるような時代になってきているかと思います。それは、生活の環境、さらには住宅・雇用、そしてそれを支える地域の方々の、より多くの方々のサポートするそういう姿勢があって実現できるものだと思います。どれが欠けても実現できるのは難しいかと思いますので、そういった全体的なコーディネーターをですね、役場として果たしていけるように、今後とも努力してまいりたいと思います。今後ともよろしくお願い申し上げます。

◇齋藤議員 終わります。

◇議 長 これにて、齋藤宏司議員の一般質問を終了します。
ここで昼食のため休憩します。再開は、午後１時といたします。

休憩 午後 ０時００分
再開 午後 １時００分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。
日程第５、一般質問を続けます。
次に、３番、近藤哲雄議員の一般質問を許します。

◇近藤議員 通告に基づき、一般質問をさせていただきます。

今年の世相をあらわす漢字一文字は、暑い、「暑」という文字になりました。一年を振り返り、多くの人々が納得するところだと思いますし、記録的とか史上最高という言葉が幾度となく聞かれた、そんな年でもありました。

しかし、雨が多かったことも加えたこの暑さというのは、農業面にとってはマイナスの部分に大きく作用することとなりました。多くの作物が、暑過ぎたことでの被害を受け、ＪＡ単位での販売額の減少も、かつてないほどの大きなものとなってしまいました。

そのような、残念な思いが大きくなっていた秋になって、何か唐突にという印象すら感じるような状況の中で、ＴＰＰ、環太平洋戦略的経済連携協定に関する話題が出てまいりました。

ＴＰＰの交渉は、原則、全品目が関税撤廃され、完全貿易自由化を目指すものですが、政府においては１１月になって、関係国との協議を開始する内容の基本方針の閣議決定をしたところであります。参加の判断は、まだ先送りをされているところではありますが、もしＴＰＰに参加すれば、特に第１次産業にとっての影響が大きく、さまざまな試算の中で農業の壊滅ですとか、地域の崩壊、自給率の低下等が叫ばれ、反対の運動が広がりを見せているところです。

参加の決定がなされた場合、我が町に関してはどうのような影響が出てくると予想されるのかお聞きしたいと思います。また、参加が決定されて以降、町としてどのような取り組みをされてきたかという点につきましても、あわせてお聞きしたいと思います。

今年度、米を対象としていた戸別所得補償制度は、来年度からは畑作物にも補償対象が拡大されます。ＴＰＰ問題の経過を見ていく中で、この制度がまさに所得を補償する物になり得るかは、大きな関心が持たれる部分であろうと思っています。現時点で、ＴＰＰと戸別所得補償制度の関連については、どのようなとらえ方をしているのかお聞きしたいと思います。

以上、私の質問とさせていただきます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 近藤議員の一般質問にお答えしたいと思います。

T P Pは、環太平洋戦略的経済連携協定の略称でございます。太平洋周辺の広い地域の国が参加して、自由貿易圏をつくろうという構想、これが2006年にチリ・シンガポール・ニュージーランド・ブルネイの4カ国で発行したのが始まりであります。その後、アメリカ・オーストラリア・ペルー・ベトナムの4カ国が参加の意思を表明し、最近になってマレーシアも参加の意思を表明いたしました。これらの国がすべて参加すれば、9カ国の自由貿易圏ができるということでございます。

菅首相は、10月1日の所信表明演説で、農業再生と開国との両立を目指す、参加検討を主張いたしました。その後、11月9日には9カ国と協議を開始すると明記した基本方針を閣議決定したところでございます。

しかし、その後参加の判断は先送りし、来年の6月にそれらのことについて決定する方針ということの報道がございました。参加を検討、協議を開始する、いろいろな表現が使われていて、どの程度の意思表示を意図としたものか十分判断しかねているところでもございますが、T P Pそのものの最大の特徴は、関税の撤廃にあります。さらに、例外を設けないということで、100%の自由貿易化ということが言われております。

農林水産省が試算いたしました中では、多くの離農が発生し、関連企業を含めると340万人の就業機会が失われる。食料自給率は、現在の40%から14%まで下がるという予想をしております。一方で国は、食料・農業・農村基本計画において、10年後、日本の自給率を50%に引き上げるという目標を掲げておりますけれども、この具体策についてはまだ、私どもとしては明らかになっていないのではないかと思います。

関税を撤廃した場合、米・小麦・ビート・バレイショ、さらには酪農品・肉用牛・豚、この7品目は壊滅的な打撃が予想されております。国は、全体で農業損失額4.1兆円、多面的機能影響額3.7兆円と試算しています。北海道は、先ほど私が言いました7品目の農業産出影響額を6,180億円、関連産業影響額を5,215億円、地域経済影響額を9,859億円と算出しております。私どものオホーツク管内でも、この7品目について影響額を出しております。農業産出影響額は1,083億円、関連産業影響額が1,067億円、地域経済影響額が1,797億円でございます。これらの算出の手法に基づいて、大空町の影響額というものを試算いたしました。7品目で、農業産出影響額が122億円、関連産業影響額120億円、地域経済影響額202億円という試算となっております。これらの農業産出影響額122億円の内訳でありますけれども、米については100%減少するだろうと、小麦も100%減少する、てん菜も同じく100%でございます。でん原、原料用のバレイショは、80%から100%の減少、酪農は60%の減少、肉用牛は50%から70%の減少、豚は100%の減少という中で、この122億円という数字を算出しております。

町としての取り組みでありますけれども、10月29日、女満別町農業協同組合から、議会議長宛て要望書が出されてございます。11月12日、先ほど行政報告でも申し上げましたが、札幌市民ホールで「T P P交渉の参加に反対する地域社会のあり

方等「この国のかたち」を問う道民総決起大会」が開催され、私のほか8名の方が、町内から参加してございます。11月25日には、臨時議会におきましてTPP交渉への不参加を求める政府の包括的経済連携基本方針に関する要望意見書案を可決いただいているところでございます。11月27日、これも行政報告でも申しましたけれども、網走市の市民会館で「TPP交渉への参加断固反対オホーツク総決起集会」が開催され、私も参加いたしました。そのほか、町内から約100人の参加者があったところでございます。12月1日は、全国町村長大会が東京都で開催されましたけれども、私も参加いたしました。その中で、TPP交渉への参加に反対する特別議決というものを、採択させていただいたところでございます。

ことしからスタートいたしました戸別所得補償制度との関係でありますけれども、国は、農業対策を十分講じて取り組むと、これは参加する場合がありますけれども、というような発言をしてございます。しかし、私どもからすれば片方の対策、農業対策というものがまったく示されない中で、TPP参加への意向が先行しており、非常に危機感を感じているのが正直なところでございます。これは私の考え方ではありますが、多分農業対策というものは、今実施され始めました戸別所得補償制度の中で対応を行いたいという考えではないかと、そういうことが、真っ先に思い浮かべられます。

しかし、現在の戸別所得補償制度の対象作物は、小麦・大豆・てん菜・でん原用バレイショ・ソバ・菜種ということであります。先ほど私は、7品目の例を申し上げましたけれども、そういったもので今回影響が及ぶと思われる作物と比べても、現在の戸別所得の制度の作物というのは不十分であろうかと思えます。これを関連づけるとするならば、当然根本からの見直しが必要と、そのように考えております。また、現在の戸別所得補償制度は、販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象にして、その差額を交付するという仕組みであります。そのことをもって、食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持するということを目的としております。

しかし、関税が完全に撤廃された中で、外国の農産物が入ってくる、当然、販売価格で太刀打ちできない農産物は、壊滅的な打撃を受けるわけでありましてけれども、販売につながる出口対策、単に所得を補償するというだけではなくて、実際に国内産の物を販売するという出口対策がしっかりととられていなければならないのではないかと。さらに、所得がしっかりと補償されるという制度になっていなければ、しっかりとした農業対策にはならないものだというふうに感じております。

戸別所得補償の交付金は、現在と言いましょか、畑作においては来年度から面積相当分が3割、さらには数量払いが7割という考え方が出ております。販売価格が当然低下をしまいと、数量払いのところ所得補償という形で交付する金額が非常に大きくなってまいります。現在でも、戸別所得補償に対するその財源が不確かであり、十分確保できていないのではないかと。同じ農業関係の予算を切り盛りしながら、そちらに回しているという現状を考えると、このTPPによるさらに大きな影響額を埋めることができるのかというような心配がございします。

今までは、農業の補償というようなものは、関税による財源で行われていた部分が大きかったわけでありましてけれども、それがなくなるというようなことで考えますと、

非常に不安が募るというのが私の考え方でございます。しっかりとした、本当の意味での対策があり、私どもが納得できるという対策が講じられるまでは、私どもとして参加に対して断固反対するという主張を述べてまいりたいと、そのように考えてございます。

地域の農業、また町全体、地域全体を守るための諸課題を関係機関や団体の皆さんとともに、御理解をいただきながら進めてまいりたいと考えておりますので、今後とも御協力いただきますように、よろしくお願い申し上げたいと思います。

1 回目の御答弁とさせていただきます。

◇議 長 3 番、近藤哲雄議員。

◇近藤議員 この T P P の問題というのは、国際間での協議ということですので、こうした場でいろいろやり取りをすることが、そうした部分に影響を与えていくというようなことでは、もちろんありませんし、大空町の農政として見たときにも、そこに何らかの施策を講じていくという部分でもないかもしれません。

しかし、農業を基幹産業としている町といたしまして、より広範囲の中でこの思いというものを共通していくこと、あるいはそうしたことを確認しておくということは、必要なことではないかと、そんなふうに思っているところでもあります。

この問題は、どういうスタンスに立つかということで、そのとらえ方は大きく違ってくるんだろうと思いますけれども、実情を見た中で、この地域としてのあり方、そうした立場での思いというものを、しっかりと中央に届けていく、そうしたことも重要なことではないかなと思っているところでもあります。そうした観点の中で、今回質問させていただいたところでもあります。

そんな中で、T P P に参加した場合の本町に対しての影響ということでの御答弁をいただきました。本町が主作としている品目のうち、1 0 0 %ということですから、多くの作物が壊滅するということでもありますし、その他におきましても大幅に減少していくということでもあります。関連産業やら、地域経済への影響という部分もあわせますと、4 0 0 億円を超えていくような、そんな現状ということでの御答弁でありました。これをどのように受けとめたらいいのか、あまりにも大き過ぎて、イメージというか、想像すらできないなど、そんな印象を持ったところでもあります。

閣僚の中には、G D P、国内総生産の換算にすれば、こうした部分は1. 5 %に過ぎないのだと、その他の9 8. 5 %はその犠牲になっているというような旨の発言もありました。環境を保全していくという面も含めました、この食料確保ということについての認識に、大変驚きやら、ある面の怖さといった部分も感じたところでもあります。

少し感情的なことになるかもしれませんが、繰り返し、そして計画的に生産できるそうした工業製品と、自然環境に対応しながら年に1 回、あるいは数回しか収穫していくことのできないこの農産物という物を、単なる机上の計算だけで簡単に述べてほしくない、そういった思いすら感じたところでもあります。

ただ、こうした機会をチャンスととらえている農業者の方々もいらっしゃいます。

しかし、より多くの方々が、そうした認識を持つためにはですね、この交渉の参加をする前に取り組んでおき、検討しておかなくてはいけない多くの問題、例えば制度の改革でありますとか構造改善の部分でありますとか、あるいは農村・農業整備事業といった部分でありますとか、しっかりと足腰を強くしておかなくてはいけない多くのことがあるんだろうと思っております。町長の御答弁にもありましたその最たるものが、この戸別所得補償制度ということになるんだろうと、私も思っておりますけれども、まだまだ御答弁の内容にもありましたように、流動的な部分もあります。不確定な部分もあります。あるいは、ことしモデルとして導入された米に対しての部分の、そういった部分での検証ということもされていない、そんな段階ではないかと認識しているところでもあります。

ある試算によりますと、この戸別所得補償制度で今までのような国内生産を維持していくというためには、3兆円を超える財源が必要になる、そんな試算が出されているところでもあります。この厳しい財政状況の中で、そうした巨額の財源を見つけ出していくということは、極めて厳しい状況であるんだろうと思っています。そうしたもろもろのことが、関係者にとりまして、より困惑やら不安を与えているのが、今の実態ではないかと、そのような認識を持っているところでもあります。

このような、準備不足という現状を考えたときに、短い期間の中で結論を出せるような状況には決してないと、そういうことを痛感するところでもありますけれども、今後決定していくまでの期間、どのような対応、そして行動が必要と考えておられるのか、改めてお聞きしたいところでもあります。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 先ほど答弁で申し上げましたようなことにつきましては、機会をとらえながら中央に対しても要請をしていくということは、これからも行ってまいりたいと、一つにはそのように思います。

また、1.5%、98.5%というような発言があったことが、マスコミなどにも取り上げられました。これは、人ベースの就業者の数で言われたようなところもありましたけれども、私の認識とすれば、現在40%、国が目標としているのは50%、半数の食料を国内で自給しようという目標を当面持っているということであれば、それは1億2,000万人の人口のうちの6,000万人にかかわる、例えば食料をもとうという考え方に立っているということであれば、決してその小さな数字ではない、そういうところを認識していただきたいものだ、そのように私自身は考えたところでもあります。

また、先ほど、午前中の一般質問でありましたけれども、外国から入ってくるものは、植物にしろ、また動物にしろ、今回のこういった食料にしろ、非常に私どもの本来あるところの物を駆逐してしまうような、そういう強い力を持っている部分があるのかなと、そんなような考えもいたしました。しかし、日本の国内でつくるその食料というものは、先ほどの例とも重なると思いますけれども、非常に大切なものだ。その現場を大切にしていかなければならないということは、間違いのないことだろう

と思います。そのために、多くの方々に理解いただく必要があろうかと思っております。私どもの町の農業の形態を考えますと、面積の大きさだとかそういったものと考えますと、一つには、今までで言う政府の管掌作物と言われているのでしょうか、先ほど言った7品目のような、そういう物を生産していかなければならない地域でもあります。そういったところは、できるだけ国の制度を有効に活用して、それを所得に結びつけていくという努力が必要ではないかと思っております。

もう一方では、市場作物なども多くの方々がつくられております。豆類などもそうですし、野菜・花卉、そういったものもそうであります。これは、国内との競争や国際競争などの中でも、非常に難しい立場に立たされておりますけれども、その中で、その競争に打ち勝っていくような、そんな生産体系・販売戦略を持っていかなければならない、場合によっては、今まで国内自給率が低いとはいいながら、国外へ例えば売っていくというような、そういう視点も大切になってくるのではないかと思います。さらに、もう1点は、単に食料として作物を生産するということはもちろんですけれども、その食料がいろいろな形に使われていく部分があります。いろいろな企業などと連携した委託栽培などを、私どもの地域で請け負って、その中で所得を上げていく、そういった三つの農業の方策を、私どもの町としては考えていくべきではないかなと、私自身はそうに考えているところであります。

今回のこのT P Pの問題が、突きつけられた問題は過去にも、今言ったようなことが言われていたのかもしれませんが、それについてより多くの方々に御議論をいただいて、その方向性を見つけ出すというきっかけにしなければならないのではないかと、そんなことを考えさせられたところでございます。

先ほど言った、町の目指すべき農業の姿をつくっていくためには、私はやはり、従来から言われている地域の担い手をしっかりと確保する。さらには、優良な農地を確保する。そのためには、一方で基盤整備なども必要になってこようかと思います。そのような議論をしっかりとできる場所というのを考えて、その中で御議論をいただくことということが今、私どものこの地域の行政に突きつけられている役割ではないかなと、そのように感じているところでございます。

今回のことを契機に、そういった取り組みができるようにですね、今後とも努力してまいりたいと、そのように考えてございます。

今後とも御指導いただきますように、お願い申し上げます。

◇議 長 3番、近藤哲雄議員。

◇近藤議員 これまで、2回の答弁を通しまして、現状、T P P交渉への参加には断固反対していくんだと、そういった姿勢と今後に向けましての取り組みということでの確認をさせていただきました。ぜひ、力強く向かって行っていただきたいと、そのように思っているところでもあります。

ただ、このT P Pの問題や、ここ数年来のF T AやE P Aの交渉の経過などを見ても、国際的に自由化の波というのは、確実に迫ってきているんだと、そういった受けとめ方はしています。我々といたしましても、そのことをきっちりと自覚

し、直視していかななくてはいけない、そういう立場でもあるのかなと印象を持ったところでもあります。ただ反対ということだけを叫んでいまして、それこそ立場が変われば、それは農業者たちのエゴではないかと、そんなような見方をされないと限りません。当面といたしましては、消費者たちを盛り込んだ形、10月に行われました世論調査の中では、食料自給率を高めるべきと感じる人が90%を超えているという、そんな調査結果もあります。そうした消費者の方々にも理解を求める中で広がりをもっていくということが、現状重要なことだと思います。

それと、少し長いスパンの中で、この町としての農政という中で考えてみたときには、今、町長から御答弁いただいた、そういう部分が本当に大切なんだと、自分も感じているところでもあります。それは、一つの町という範囲を超えていく部分かもしれませんが、地域内でのいろんな知恵を絞り合って、生産者も加わった形の中で、強い、体質強化ということに向けての議論というのは、本当に必要になってくるものだと思いますし、そう長くない時期にまとめていく、そんな問題だとも思っているところでもあります。

それはそれといたしまして、ことは本当に残念な年であったという思いの中で、来年こそはという考えの中で、今それぞれにおきまして計画を立てようとしている、そんな段階だと思います。しかし、このTPPの問題やら制度がころころと変わっていくという状況の中で、どのような見通しを立てていけばいいのか、あるいはどういった分野に投資していったらいいのか、なかなか判断がつかかねる、皆さんはそんな状況ではないかなと思っているところでもあります。

そんな中、やはり原点に戻って輪作体系の堅持を図りながら、持続性という部分に重きを置いた、そんな取り組みをしていくことが、今必要なことなのかなと、自分としては感じているところでもあります。

今後いろいろと変わっていくであろう情勢や情報というものを、どうか的確に判断していただきながら、御答弁にもありました関係団体と一致して取り組んでいくんだという姿勢でありますけれども、ぜひそういった対応をして欲しいですし、また、必要であるならばこういった部分での組織づくりをしてでも対応していくんだと、そんな立場の願いを込めまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 TPPの問題については、降ってわいたような形で提案されたような印象があります。ある方のお話を聞きますと、数年前アメリカもしくはその前段のオーストラリアなどとのEPAやFTAなどの問題で、地域でも集会を行ったことがございました。あれは2国間の交渉ということで、例外品目が設定されています。それでも、地域とすればその例外品目の拡大だとか、そういう中で不安が残るということで反対運動をしました。

今回は、まったく例外を認めないTPPだということで、それがだめであるならばということで、最終的には、国はFTAやEPAの2カ国のところに落ち着かせようと思っているんじゃないかと、その前段でもっと厳しいTPPの話を持ち出したので

はないかというようなことをおっしゃられる方もありました。

しかし、私どもとすれば先ほど言ったように、その影響額をしっかりとおさえて、なし崩し的にというようなことでの納得はしない、しっかりとした形のを、あってからこそ判断しなければならないと、そのように思っております。

札幌市での集会のときにも、農業者の方々だけではなくて道内の経済界の、消費者の方々などもいらっしゃいました。皆さん方、生産者の方々と少し表現の仕方が違っている中では、生産者の方々は、今の時点では断固反対という言葉が使われておりましたけれども、経済活動の方々や消費者の方々は、今の、先の見えない中で、何もわからない中でそのことを進めるのは、納得ができない。しっかりとした農業対策が皆さんに認められていく、そのことがなければ反対いたしますというような表現に近かったかなというふうに思います。確かに、正直なところではないかなというふうに私も受けとめたところであります。しかし、今時点では、私の受ける印象とすれば、北海道において、いろいろな立場の方々がこのことに賛成しているとは思えないというのが実感でございます。

午前中の質問の中で、子育てのことに対しても、私はお話を申し上げましたけれども、先行きの不安が解消されなければ、非常に今時点での活動というものが縮小してしまうというようなことのお話も、子育てのところで話しましたけれども、農業も同じことではないかと。将来に対する不安がある中では、施設の投資も新しいチャレンジもなかなか生まれてこない。しかし、そういったものを解消することによってですね、さらに次の段階へと進めていくことが可能になる、そういう意欲を持った方々もいらっしゃるというのが、現実ではないかなと思います。できるだけ、私どもも力を注ぎながら、そういう不安を少しでも解消できるように努力してまいりたいと思います。

また、農業者の方々には、御自分でできることということは、非常に限られてくるのかもしれませんが、こういういろいろな課題をつきつけられて、次の展開を模索しなければならない時期、こういうときこそ、その原点に回帰して、基本的なところをしっかりとやるということが大切ではないかと思っております。そのことを、皆さんにもお話し申し上げたいと思いますし、御努力いただけるようお願いしたいものだと思っております。

また、先ほど私もいろいろ議論を重ねていかなければならないという話をした中で、組織づくりも必要ではないかというお話もいただきました。今、担当課と話をしておりますのは、戸別所得補償制度が本格的にスタートするのに合わせまして、町の農業再生協議会というものを立ち上げなければならないという話になってございます。これは、その戸別所得補償制度などそういったものを市町村単位で取り組んでいくものかというふうに、その中の協議する場所かというふうにも思っております。そういうところが母体になるのか、さらにはそこを、例えばベースにしながら新しいものをつくるのか、今後協議してまいりたいと思いますけれども、先ほど言いました町の農業に対する基本的な方針やその振興プランというようなものが議論できる、そういう場所づくりにも努力してまいりたいと、そのように思います。

今後とも御指導いただきますように、よろしくお願い申し上げます。

◇**近藤議員** 終わります。

◇**議 長** これにて、近藤哲雄議員の一般質問を終了します。

次に、1番、品田好博議員の一般質問を許します。

1番、品田好博議員。

◇**品田議員** 早速、通告に従い質問させていただきます。

1番目として、町長マニフェストの実現について。

地方自治法には、第2条第4項において、市町村に基本構想、総合計画を、議会の議決を経て定めることを義務づけてまいりました。これまで首長のもとでつくられる自治体計画として、各種計画や実施計画は、別に予算統制を受けるので、執行権の範囲であるとして議決事件とすることが避けられてまいりました。

町長は、平成22年4月改選時に、全戸にみずからのマニフェストを配布されました。またその後、町長として平成22年6月、第2回定例会に当たり、町政執行方針の中で各種の政策の方針を述べられております。こういった状況を踏まえ、町長マニフェストの実現のありようについて、お伺いいたします。

一つ目は、町民参加をいただきながら、大変長い間議論を重ねております、大空町の憲法と言われる、仮称大空町自治基本条例についてであります。水澤雅貴講師を招いての新しい展開の中で、現在、平成23年2月の中間報告を目指して進められておりますが、現在の状況を踏まえ、いろいろ担当職員から報告を受けておると思いますが、この条例制定における過程は、まさに将来の自治体運営の試金石になろう、大切な試みであります。町長の率直な、現在に至る感想をお聞かせ願いたいと思います。

二つ目として、町長マニフェストによる愛町購買運動の展開についてであります。平成23年度からの事業展開を見込んでの内容であろうと認識しておりますが、公約として一步進めようとする、この政策の発生源について、また、財源として当初1,000万円、次年度以降500万円の明示をされておりますが、その考え方についてお伺いをいたしたいと思います。

三つ目として、町長マニフェスト、また、町政執行方針の中でうたっております、「広報活動を充実します。」についてであります。町長は、「広報活動に民間のノウハウを採用し、編集業務委託を検討します。今まで以上に、的確に情報伝達ができる仕組みを目指しています。」とありますが、どのような計画が進捗しているのかについて、お伺いをいたしたいと思います。

大きな2番目としまして、トマップ川の公園整備と環境実験の提唱についてであります。広報大空の9月号に、町長手記として、トマップ川についての町長の思いを読ませていただきました。今年度しゅんせつが実施され、久々に見るトマップ川の景観を見ることができて、幼いころ川遊びに興じたころを重ね合わせて、感慨深いものがありました。現在、兩岸の公園整備らしき事業は、一段落したのでしょうか。この川を再生させるべく、環境保全のための環境実験の提案をいたしたいと思います。

親水性を高め、水辺空間の創設を進めることによって、水際植生の回復が、より活

発になると考えます。のり面勾配を緩めて、水辺に近づきやすいように川づくりが必要なのではないでしょうか。川辺には自然石を配置し、よどみをつくって水辺の緑化を促すべきであります。もともと河川が持つ水質浄化機能を回復するために、現在河床コンクリートが、いつの時期でしたか施工されておりますけれども、その河床コンクリートの撤去を始めて、河床を露出させることにより、上下水流の循環をさせなければならないのではないかと考えますが、どのような河川改修及び推進方法で考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

また、逐次進められてまいりました公園整備でございますけれども、このトマップ川公園としての全体像を、どのように町長は描いておられるのか、最後にお伺いしておきたいと思います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 品田議員の一般質問にお答え申し上げたいと思います。

私の、大空町の町長としての1期目のまちづくり目標に、まちづくり基本条例をつくりますと、そのように記載してございます。ことし4月の2期目の町長選挙に向けた、私のまちづくり目標というところには、具体的な掲載はございませんでしたけれども、まちづくりの観点からかかわりがありますので、その状況等について御説明申し上げます。

自治基本条例という言葉を使わせていただきますが、まだ具体的に正式な名称が決まったことではないということで、御了解願いたいと思います。この条例の検討は、平成19年6月に自治基本条例検討委員会を設立し、以後三つの部会や草案検討部会での協議を重ねていただき、草案のたたき台の作成まで進めていただきました。平成22年8月から、新たにアドバイザーをお願いし、その草案のたたき台を基に毎月1回、全体委員会で解説と、他の地域の条例などを参考にしながらアドバイスをいただく方式へとさせていただきました。委員の方からは、今までより理解がしやすくなったというような意見もいただいております。自治基本条例の条文原案に結びつく中間報告書の案の検討ということで、草案検討部会も毎月開催させていただいております。各委員の皆様には、大変忙しい中、委員会や部会に御参集をいただいております。この場を借りてお礼申し上げたいと思います。

また、都合により参加できない委員の方々も多いため、説明資料を郵送させていただき、また、御意見をいただけるような配慮などもさせていただいております。さらに、広報などで、経過なども伝えるように進めてきてございます。こういった中で、御理解を賜りたいものだと思っておりますのでございます。

目標といたしましては、平成23年度中の条例化ということで考えておりまして、住民説明など段階を踏んで進めてまいりたいと、そのように思っております。大変時間がかかっているというような状況から、委員の皆様には、一気呵成にというような意味での、その集中力というものが、大変モチベーションを持つということが難しくなってきたのではないかと、そういうようなこともございました。そういうこ

とがあるために、アドバイザーなどの配置もということで考えたところでございます。

また、先ほど言いましたように欠席の方もいらっしゃる、議論の進捗がわからなくなりますと、なかなか参加しづらくもなるというようなことから資料を送付し、また、そこに伴う御意見なども、もし欠席の場合についてはお寄せいただけるような、そんな仕組みを取りながら、皆さんが同じような情報を持って、そして議論がいただけるような、そんな工夫もさせていただいております。

しかし、なかなか議論を進めていくというのは難しいことだというふうに、私自身も思いますし、担当者の苦悩もそこにあるかと、また、委員の方々の御苦勞もそこにあるのではないかと、そのように感じております。たくさんの委員の方をお願いいたしました。その、おのおの方々の持っていられる情報の量でありますとか、この自治基本条例にかかわる知識と言うんでしょうか、そういうようなものが、人によってまちまちであると。多い方もいれば、今までそういうところにまったくかかわってこなかったのか、どういうことなのかという基礎的なところからという方もいらっしゃる。また、この条例に対するおのおの、個人個人の思い入れの深さとか、そういうようなことにも影響してきょうかと、非常に積極的にかかわっていきょうという方もいらっしゃいますし、中には各自治会などから御推薦をいただいたということで、私の自治会は、私が仕方ないから代表して行こうというところからスタートされた方もいるのではないかと。

そういった方々を含めての議論というところは、大変難しいと言いましょか、議論を構築していく上で大変な御苦勞をいただくものだと、改めて痛感しているところでございますけれども、そういった中でも、先ほど言いました工夫を凝らせながら、なんとか皆さん方の御努力を形として残すべく、町としても最善の努力を図ってまいりたいと、そのように考えているところでございます。

愛町購買運動の関係について、お尋ねいただきました。農業の分野についても、大変、今、過渡期となって大変なことだというふうに御答弁申し上げましたけれども、商工業に関しても、私どもの町では非常に大変な状況が見て取れます。過去の統計から、少しそういった実態を御紹介申し上げたいと思います。

過去の商業統計でございます。5年に一度行われているわけでありまして、店舗数を見ても、平成9年度122店舗、5年後の平成14年度には87店舗、さらに、平成19年度には81店舗ということで、店舗数が減少の一途をたどっております。また、この店舗と言いましょか、商店からの販売額でありますけれども、平成9年度230億7,300万円、平成14年度は152億4,000万円、平成19年度は147億9,800万円ということで、やはり年々減少している状況が見て取れます。

さらに、最近は国内の経済状況、また、私どもの地域はそれ以上に、大変経済状況が厳しい現状となっていると、そのように受けとめてございます。さらに、こういった小さなと言いましょか、地方でありますけれども、その中においてもさらに人口の多いところに大型量販店ができ、町外へ購買が流出しているという実態は否めないと、そのように認識してございます。そういう傾向が長らく続いておりますけれども、女満別地区においては平成4年から、商工会の商店会が中心となってあおぞらスタン

プ事業というのを開始してくださっております。

スタンプ会の状況を申し上げますと、平成4年度の開始時は68店舗が参加し、スタンプの売り上げとして2,260万円ほどございました。しかし、昨年度、平成21年度の決算を見ますと、加盟店が半分以下の31店舗、スタンプの売り上げが620万円程度ということに、大きく減少してございます。

また、商工会の皆さん方の振興策といたしまして、平成11年度から東藻琴地区で、平成12年度から女満別地区において、商工会と町が連携してプレミアムの商品券を販売して、町内購買力の流出防止に努めているところでございます。昨年度は、定額給付金など国の対策もありました。それと絡めてということで、計3回の販売を行ってございます。

そういった状況ではありますけれども、大変厳しいのが現状です。地域の産業を育成していかなければなりませんし、高齢者の方々など交通の手段を持たない方々は、簡単に町外で買い物をされるということにもならない、また、町内の商店街というところのにぎわいというのは、町そのものの活力にもつながっていくということになるかと思えます。自分たちの町を愛して、それを消費に結びつけていく取り組みが必要ではないかというようなことから、愛町購買運動の展開が不可欠ではないかということで提案させていただいたところでございます。

現在、発案のところは私のまちづくり目標に記載させていただいた部分もありますけれども、現在、両商工会の商店会やおおぞらスタンプ会の皆さんなどにも中心となっていていただきながら、地域の中でその地域の経済が循環する仕組みということで、ポイントカードをこの地域の中につくってはどうかということで検討、また、準備を進めてくださってございます。この事業は、より多くの加盟店を広く募って、さまざまな業種のところで活用できるようにする、そういうことで地域の経済の循環が図られていける、そういう方策はとれないだろうかということを考えながら、御議論いただいているところであります。今まで、東藻琴地区ではスタンプ事業などは取り組んでいなかったわけでありまして、そういうところの役員の方などの御発言もお聞きいたしますと、地域の中でこういったものが必要ではないかということで、期待されている部分もあるように感じております。ぜひこういったものをしっかりとした制度として、地域の中に定着させていくことができればという思いでございます。町としても、いろいろな形で御支援をさせていただきたいと思っております。

金額の、事業費のことについて触れておりました。初年度1,000万円、2年度以降500万円という形で、私の目標でございますので、ざっくりとしたおおよその金額ということでありますけれども、根底に考えておりましたのは、ポイントカードを運用していくためには各店舗にそのカードを読み取るべき機械が必要ではないかと。これらの機械を導入するに当たって、町として補助するという考え方に立って、当初1,000万円という考え方を、私自身としては、したわけでございます。

さらに、私といたしましては、その商店の方々がポイントを発行するということはもちろんでありますけれども、町としてもいろいろな形でポイントを発行することができないだろうかと、それが地域の中の消費に結びついていくということが必要ではないかというようなことから、関係の経費など、ざっとでありますけれども、町とし

てこの程度ぐらいのポイント発行を考えてはどうかというようなことで、次年度以降の事業費としてこの金額を、私の目標の中には掲げさせていただいたということでございます。

3点目、広報事業でございますけれども、広報の業務というのは、私は町民と行政との間に立って情報を提供させていただく大きな手段だと認識しております。町民の方々にとっては、行政の情報というのは大変難しいものが多いわけでありまして。その中では、私どもが伝えたい情報というものが、適切に伝わっていないことも随所にあるなという感じをいたしております。

そういった中で、紙面づくりについてよりの確に伝えるためには、町の職員の視点だけではなくて、いろいろな視点から記事を書く、情報を提供するということがあってもいいのではないかなと、そのように考えたところであります。私の発想の中には、広報誌、町の広報誌というものは、どちらかといういろいろな組織がありますけれども、組織の中の機関誌的な役割になっていないだろうか。自分の都合のいい情報だけを、その自分たち側の視点だけで評価して、表現していないだろうか。構成していないだろうか、そんな気持ちがございました。

機関誌ではなくて公共の、例えばマスコミの、例えば新聞のようにですね、多様なとらえ方で紙面をつくるということが必要ではないかなというような視点に立って、民間の方々のそういう取材だとか、文章表現だとか、そういうようなものを取り入れていくことができないだろうかという考え方でございます。今までは、取材してきたものをこちら側で、役場側で記事をつくって、校正して、最後の印刷のところ、さらには配布のところを、皆さん方のノウハウをいただいていたということでありましてけれども、取材、それから構成・編集、さらには今までもあります印刷・配布ということまで総合して、民間の方々の御協力をいただくという方式にすることはできないだろうかというような考え方に立って、そういう作業も進めていこうということで考えたところでございます。現在、広報の担当は2名おりますけれども、その中でそういう可能性について、内部で議論しているというところでございます。

1点目については、以上でございます。

2点目、トマップ川公園でありますけれども、これについては本年、親水公園造成の観点に基づいて、トマップ川の安全性を確認するための基礎的なデータ収集と親水事業計画を策定する前段に当たって、生息する魚介類や植生の把握、また、創出すべき環境の情報収集を目的に、トマップ川親水事業計画の策定委託という業務を発注してございます。現在のトマップ川の護岸は、連接ブロック張りになってございます。のり面も急勾配でございます。土砂が堆積して、草木が繁茂して近寄ることがなかなか難しいという状況になってございます。こういったものを親水型に改修する場合、ほかのところの地域の事例、品田議員が指摘されますように、川へのアプローチがしやすいように安全性をかねて、緩傾斜に改修したり自然石を配置するということで、川の水に触れたり、水遊びがしやすいように工夫されている実態がございます。

実際の、今のトマップ川の下流域の管理につきましては、国道より下は北海道が管理しておりまして、国道より上流側は、過去に土地改良事業を行ったという関係から、国が管理しております。そういうところに改修を頼んでいくことは、もちろん必要な

ことなのですけれども、町としてどうしたいのかと、どのような方法をとっていったらいいのかというところが、正直まだ定まっていない状況がありまして、私どもも、どんな方法でやったらいいのかという、しっかりとした考え方を持つに至っておりません。そのために、今回の委託などもさせていただいたところがございます。今回の策定、さらには今回、品田議員からいただいた御意見も十分組み入れながら、今後その整備と言いますか、その親水を目指した公園として活用できるように努力してまいりたいと思います。

また、今回出しました委託事業によりまして、水質の測定なども行ってございます。データによりますと、一部水質悪化の傾向というようにところが見られる場所もございました。担当した業者からは、要因としては流入水などの影響もあるのではないかなというふうな見方もされております。そういった流入水の水質改善対策ということも、今後進めていかなければならないと、そのように思っているところでございます。今回出しました発注を基に、御意見をいただいた内容も踏まえて、今後の整備のビジョン、きちんとしたものをつくりながら対応してまいりたいと思います。その基本的な考え方でありましても、過去にも一般質問でお尋ねいただいておりますが、公園の全体像というところに少し触れてみたいと思います。

大もとは、基本計画というものがありまして、これは壮大な計画でありまして、さらに今の区域から下流域も含めて、16.6ヘクタールの計画を、21億円という計画でもっている部分がございます。しかし、当初、平成10年度には、認可をいただいたのは6ヘクタールということで、このときの事業費ベースは6億7,000万円くらいの事業費ということであります。平成15年度までに4億6,000万円ほど、用地買収費を含めて事業投下をいたしました。しかし当初の、認可時から比べますと財政的にかなりの困窮度合いを深めておりまして、そういった事業の見直しをせねばならないということで、最終的な形のところの絵を、グレードをぐっと下げて今のようになっているところでございます。平成16年度・平成17年度、補助事業として必要な最低限の、8,000万円ほどの整備をさせていただき、平成18年以降は左岸側について、補助事業とは別に町として800万円ほどかけて造成を行ったということが、現実でございます。

しかし、当初考えられておりました、あの場所で環境学習でありますとか、将来の自然環境を残していこうという、その基本的な考え方は持ち続けていきたいと、過去にも御答弁させていただいております。お金は、当初計画ほど、もちろんかけはしませんけれども、そういった考え方を基にですね、町民皆さんが手づくりで参加できるような、そんな公園整備を目指していきたいと、そのように考えておりますので、今後ともこの関係については、いろいろな御提言をいただきますようお願い申し上げたいと思います。

少し長くなってしまいました。1回目の御答弁とさせていただきます。

◇議 長 品田好博議員の一般質問中ですが、ここで10分間休憩します。

休憩 午後 2時01分
再開 午後 2時11分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 品田好博議員の一般質問を続けます。

1番、品田好博議員。

◇品田議員 御答弁いただきまして、ありがとうございます。

自治基本条例についてでございますけれども、町長がおっしゃったとおりだと思いますけれども、たまたま前任者の方と後任の方が一緒に議場にいらっしゃるので、完璧に耳に入ってよろしいだろうなということだろうと思いますけれども、確かに水澤先生になられまして論点整理がよくできて、わかりやすくなったかなという半面、今までの長きの、2年の間の前任者とやってきた、そういった結果、よかった面、まずかった面、その辺のギクシャクが、検討委員の中にはあるんだろうなと。というのは、私は、残念だなと思っているのは、後任の方は出席簿をわかっていると思いますのでね、前回どのような程度の方が参加しているか、今回どうだったかという落差を実感して、確認をしているのかどうか、出席簿をとっているのかどうか、私はわかりませんが、私の知っている限りにおいては、脱落者と言ったら本当に失礼な言い方なんですけれども、もういいよと、もうたくさんだ、という怒りを覚えて、出席をかくたくなに拒んでいる方が数人いらっしゃいます。本当に私も、出てくれというふうに招請はしているんですけれども、もういいよという考え方で、本当にこの住民参加の難しさといいますかね、特に題材として、町長のおっしゃったとおり、最も難しい題材で、試金石になるんだけれども、相当な、やっぱり難しさがあつたろうなと。残念だけれども、この自治基本条例制定に向けての当初の取り組みの形、考え方、その辺がやっぱりまずかったんだろうなと。決して軽く、軽んじたということは申し上げませんけれども、やっぱり、こういう住民参加をいただく場合においては、どういう形でやるべきなのか、重々考えてやらなければ、また、自治基本条例の中にもこの住民参加の条項がございます。水澤先生は、参加条例、手続条例をつくれば実行性が薄くなるから、一気に本文でその内容を書いたほうがいいという形で、大変参加条例については、長い文章になっておると思います。細かなパーツにわかれて、水も漏らさぬ内容でございます。できれば、そういうことになればなるほど、本当にこの、自治基本条例の検討委員会に受けての取り組み方がですね、やっぱりそういう観点から少しずれていたと。

私は、一番この項目で申し上げたいのは、制定が1年後になろうかと思っておりますけれども、今、この1年の間に、公布になる1年の間に、もう既に実践をしなきゃならない、いろんな条項がございます。それはもう、町長は、いくつかの町村の自治基本条例を見ていらっしゃると思いますので、決してとんでもないものが出てくるわけはございません。先進地は山ほどありますけれども、だいたい似たり寄ったりでございます。そういう意味で、この1年間で逆に大空町にとっては試されている1年間だと、こんなふうな認識を持っていたきたいと。別に、公布になってからやるもんでない、

もう明日から、同じようにもう進めるものは、そういった形で進めていきたい。私は、北海道で一番、日本で一番先にこの自治基本条例をつくった、逢坂誠二さんの言葉を思い出します。「私どもの町は、決してこれからやろうとするものではない。もう既に過去にでき上がったものをまとめたものであります。」と。こういうふうな言葉があります。決して遅くはございません。この1年間、一生懸命そういった、できたと思ひ込んで、ちゃんと進めていっていただきたいと。そんな考え方で、これを進めていきたいなど、こんなふうに思っています。それ以後のことは、いろいろありましようけれども、一応、そういうことでございます。

愛町スタンプのことでございます。私は、たまたま発生源についてと、こんなことも聞きましたけれども、これも条例の一つでありまして、議会が行政に対する、望む姿勢としてそういったものを、やはり発生源から、関連市町村の同じような動きから、財源手当てから、いろんな形の説明がぴちっとあって進めていってもらいたいというふうな気持ちがありまして、お尋ねしたところでございます。

町長さんの御説明のとおり、深く私自身が町民の時代に関与した事業でございまして、2, 260万円売ったときの、多分私は委員長だと思います。それがここまで落ち込んでしまったというのは、やはりそういう意味ではやっぱり受益者の、商工業者の考え方もありますでしょう。なかなか理解をしないで進めてしまったと。これが私は、指導者として一番だらしなかったかなと、今反省しているところでございます。自分だけが勉強していた。ところが、なかなかついてこれない。同じようなスタンスでは持てない。そういった事業は、必ず崩壊してしまうか縮小してしまうというふうなことで、本当に自分自身、情けないという気持ちでございます。それを、山下町長はなんとかせんきゃならないと、持続させてお願いしたいというふうなことをおっしゃっていただきまして、まことに感激する次第でございます。私は、合併前に町長さんに、大空町の将来的課題は何かということについて質問しましたが、覚えておりますでしょうか。私は、東藻琴にはないあおぞらスタンプを、ぜひ共同事業として、商業者の共同事業として進めるように動いてもらえないかと。あとは、地域間の交通に関してワンコインバスを走らせる気持ちがないか。そういったことが、合併町の醸成化につながる、一体感の醸成につながるんだといった形を、私は平成17年度の9月の定例会に質問した記憶がありますが、町長は覚えておられますでしょうか。今、まさにそんな時期が来たんだなという気持ちでございますけれども、若干遅かったのかなという気もしないわけでもないわけでございます。

そんな形で、加盟店の取り組み方、進め方、これは憶びって、何か豆腐をさわるような、おっかなびっくりでやる必要は、私はないと思います。受益者が、本気になってやっているのか。やろうとしているのか。本当に望んでいるのか。自分らで本当の、自分の意思で立とうとしているのか。そういう気持ちも、きちんと確認しながら進めていって欲しい。保護だけじゃないです。金を与えるだけじゃない。意識を持たせること。そして、フォローしていくということ。最後まで見てくれること。前回のあおぞらスタンプは、途中で切れて機械化が断念せざるを得なくなりまして、先導導入の12基が、先駆者として入れましたけれども、後の者がついてこない。そのうちに、へたってしまったと。行政もその後、何のあれもないということで、なかなか町長と

もお話させていただく機会がありますけれども、なかなか商工業のノウハウとかやり方というのは、行政はなかなかわからないです。このたび、国がやったエコポイント、あれが物の見事に当たっていると思うんですね。あれは決して、工業界から出たものではありません。やっぱり、経済産業省のお役人が考えたことであります。やっぱりやれること、実際の小売業というものは、実際に値引きと割引とクーポン券とスタンプ事業しかないです。あとはハードな建築物・内装・店装・在庫物・サービスと、そんなことに分類されますんで、なかなか行政がそこに入り込むのは難しいんですけれども、ともに一生懸命、担当職員については勉強してもらいたい。一緒になってやってもらいたいと。スタンプは何なのかという問題であります。ですから、地域循環としては、一番いい手だてだと、私は信じてやってきた事業でございますので、引き続き情熱を持って助成していただきたいし、その後の応援も間違いなくしていただきたいと思います。商人がいろいろ悩み、また、苦しみながら共同事業をやっていくということは、必ず地域社会にとって大事なことだと、私は信じて疑わない次第でございます。

広報活動についてでございますけれども、町長の言った問題は本当にそのとおりだと、私は思っております。情報提供のあり方、どうしてもマンネリになってしまうということも、これは私も一般質問で議員になりたてのころ、私は町長さんに質問した経緯があります。町長さんも広報係長でいらっしゃったけど、どうだったと、こんなふうな質問だったと思いますけれども、私はそのとき、今町長さんがおっしゃったことを、もう既に考えておまして、広報活動を変えるべきだと、こういうふうに私は話した記憶がございます。私は、機関誌であってもよろしいんですけれども、タイムリーに発信するとなれば、本当に冊子じゃなくて、私は行政新聞というふうなぐらいのとらえ方をしたらどうかなというふうな気持ちがあります。女満別には、もう女満別新聞はなくなりました。でも、美幌新聞は私の家に届きます。やはり違います。タイムリーです。その新聞の機能というものをあわせたような、行政新聞というふうな考え方も、少し考えていたらよろしいんじゃないだろうかというふうな気もします。

2回目の話になりますけれども、以上、よろしくお願いします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 1点目の、自治基本条例の関係であります。当然、その中の精神には、住民の皆さん方のまちづくりへの参画でありますとか、立場立場によるその責務というようなものが規定されることになってこようと。また、そういう視点でもって、いろんな御議論をいただいているものと思います。

しかし、それを待つまでもなく、そういった基本的な考え方は、今時点からも持っていなければならない、そういうものを発揮していかなければならないという御指摘かと思います。

少し前になりますけれども、2年ほど前に、この自治基本条例の検討委員会が始まって1年後ぐらいだったでしょうか、町長はどんなふうに考えてこれを検討委員会にお願いをしたのかということで、委員の皆様は私のメモを差し上げたところでござい

ます。その中を少しちょっと、自治基本条例をつくろうと思った発端というところがあります。

私が、女満別町長に立候補したときの選挙の広報には、自治基本条例ということは出てきません。ただ、対話と協働という言葉があるだけです。類似するような目標として、まちづくり委員会による町民参画体制の確立という、かたい文字がありました。当時、どのようなことを考えていたかと振り返りますと、役場と町民の役割分担を見直して、町民にも、もっと企画段階からまちづくりに参画して欲しい。地域活動を今まで以上に積極的に取り組んで欲しいと思っておりました。従来、いろいろな活動が、地域ごとに行われていました。スポーツやレクリエーション、環境整備・子ども会・敬老会など。

しかし、いつごろからでしょうか。あれもこれも、役場の仕事になってしまいました。地域や各種団体が、主体的に実施するほうがよいものがあるのではないかと思います。そのためには、企画段階からたくさんの町民の方に参画してもらい、十分意見交換し、事業を行っていけないだろうと思ったのです。若い世代も高齢者も男性も女性も、町民の各層から代表者が集まり、まちづくりについて役割分担を議論してもらいたかったのです。

しかし、それらを考えていくうちに、一時的なものでいいのかという考えが、頭にもたげてきました。組織をつくっても、時代とともに活用されなくなってしまうようでは、元の本阿弥になります。地域主権という時代になってまいりました。自分たちの最低限のルールとして残していくためには、条例という手法がいいのではないかと、いうふうに考え始めたということでもあります。そのため、まちづくり目標には、情報の共有、住民との共同参画をしっかりと浸透させ、将来にわたるまちづくりの基本的な考え方をまとめますと記載し、目標として、まちづくりの基本的な考え方を示した、まちづくり基本条例をつくります。その中では、女満別・東藻琴両地域のあり方や、事業計画段階におけるワークショップの活用方法など、町民や行政の役割を示します、ということを書いてございます。ですので、当然こういう考え方につきましては、私自身も条例という形で将来ともつなげていく、そういうものを残していかなければならない、しかし、その前段の基本的な考え方というものについては、当初から持って、それを、条例に規定されているということではないにしろ、実践していかなければならない。そのことは、強く言い聞かせてきたつもりであります。そのようなことから、従来町民に投げかけることの少なかった企画段階のものなどについても、町民の皆さんにいろいろな議論をいただく場ということも、できる限り設定していこうということで、取り組んできたつもりでございます。

また、議論の当初の形、体制、進め方、そういったものが少し焦点がずれていなかったかというようなお話もございます。これは、今になって申せばというところも確かにあるのかもしれませんが、当時としても、スタートの時点としても、ほかの町のすばらしい条例を最初から見せて、それを、例えば母体に議論していったらどうかという議論もありましたけれども、まさしくその、つくる経過が大切なのではないか、それを見ることは簡単にできるかもしれないけれども、まず自分たちで議論を始めよう、というようにところから議論をスタートさせるべきだと、そういう委員の

方々の御意見もありながら進めてきた経過にあります。

しかし、先ほど言いましたように、なかなか議論が十分なスピードで進まない中でですね、いろいろなその立場の違いと言いましょいか、考え方のその進捗度合いが違ってきている、そこを調整するために今回アドバイザーにお願いするというような修正を加えながら、現在に至っているということでございます。ぜひとも、これからも御指導賜りたいものだと、そのように思います。

また、愛町購買運動の中で、私は先ほどスタンプ事業の発生源についてお尋ねいただいたものを、そのポイントカードの発生源のことについて、私は答弁してしまったような気がいたします。大変失礼いたしました。

あおぞらスタンプのものについては、先ほど言ったように平成4年に、商工会商店会の皆さんからそういう事業をということで、町としてかわりをもった事業でございました。その後、カードを読み取る機械化のところで、町として若干の助成を行った経緯はありましたけれども、十分な支援体制と言いましょいか、相互の連絡協調がなかったように、私は思っております。そのようなことから、機械の導入なども進みませんでしたし、最終的にはいろいろなその負担の関係などについて難しい局面があり、参加店舗数が減ってきたというようなことになっているのかと、そのように私自身は考えたところでございます。

また、今、よその町村などを見ても、私自身も私の家族もそうですけれども、ほとんど、10枚単位のいろいろなポイントカードを持っているのが現状であります。それがあることによって、その店にやっぱり通うというようなことになってきておりますし、今、スタンプをこう、もらって、なかなか、のりでもって出して出すという、その手間などを考えると、やはり私どもの町もこのポイントカードというところにシフトしていくべきではないか。その中で、地域でできるだけ買い物をしていこう。それが、また自分たちの地域にかえってくるんだ、というような意味合いをですね、持たせて普及させていくことができればなど。そのためには、今までのスタンプ事業の考え方に一歩進めて取り組みたいと思っておりますのは、町としても何がしかの形でポイントを発行するということがあってもいいのではないかと。

前回の、例えば一般質問のときに健診の、例えば受診率を上げるのは、何かいい方法はないかというようなお話もありましたけれども、例えば一例でありますけれども、そういうときに、受診をしていただいた方に町として、例えばポイントを発行するということもあるのかもしれませんが。そのほか、いろいろな場面が想定されますけれども、そういう中で、まちづくりの一環として町もポイントを出し、そしてまちづくりの機運を盛り上げる、さらにそれが地域の消費活動につながっていくことになればありがたいものだと、そういう発想を持ってございます。

しかし、先ほど議員が言われましたように、やはり商工業者の方々が、自分たちの事業として取り組んでいただかなければ、こういうものというのは、なかなか長続きしないものかというふうにも思っております。そのためにも今、先ほど言った町の中の商工業者の方々を中心として、いろいろな議論をいただいております。この13日にもいろいろなお話があって、基本的な考え方を一つずつ決めていこうということで、お話をいただいているところでございます。ぜひ、町としてもここにかかわりを持た

せていただきながら、こういった事業が1日も早く、そして広い参加をいただいて展開できるように努力してまいりたいと思います。

広報の関係、また、ポイント事業のところでも過去にお尋ねいただいたということだったんですけれども、正直言って余り、具体的にどのような論戦させていただいたか、はっきりは覚えていなかったんですけれども、重要なことだというふうに思っています。私なども思いましたのは、極端に言えば、うちの町の地域を包含して、いくつかの新聞社があって、そして毎日のように、町の情報を書きたてると言う言葉が適切ではないかもしれませんが、いろいろな情報取材していただいて、書いていただくということがあれば、極論を言えば町の広報誌というものを、町民の皆さんの税金を使って発行しなくてもいいのかもしれないなど、そんな感じも持ったことがあります。

一方では、行政としての情報発信というのは必要だという考え方もありますけれども、日常的な話題ということであれば、そういうものが充実されていけば、おのずと町の広報というものの役割も、少し変わってくるのではないかというような気もいたしておりました。そんな関係から、一足飛びにそういう状況を見出すわけにはまいりませんので、町の広報として、民間の方々のノウハウをいただく中で、記事編集なども行っていただくそのことが、バランスのいい、なおかつタイムリーな視点でもっての記事構成になるのではないかと、そんなことを考えたところでございます。まだ、いろんな意味で課題はかなりあるわけなんですけれども、こういったことについても今後取り組んでまいりたいと、そのように考えているところでございます。

今後とも、御指導いただければと思います。

◇議 長 1番、品田好博議員。

◇品田議員 自治基本条例のことでございますけれども、水澤先生の進め方を、別にとやかく言うつもりはございませんけれども、若干講演会的になりましてですね、前は車座になって、みんな一緒になって話をできたんですけれども、この講演会式になりまして、なかなか質問が出にくくなったというふうな側面もあるかなと私は思っているんですよね。そんなことを一つ、総務課参事さんも考えていただいて、より話が出やすいような雰囲気づくりもまた、考えてもらいたいと思っています。

愛町購買運動については、町長が今言明しましたがけれども、自治体が加盟店になるという理解でよろしいですね。そして、行政が加盟店の一つになって、スタンプも発行するんだと。その内容については、イベントに参加したから5ポイント、マラソンに参加したから何ポイントというふうなことかどうかはわかりませんが、いろいろな形で、加盟店になって発行していただけるというふうに理解してよろしいかと思っておりますけれども、多分、日本で初めての試みだろうと私は思ってますんで、ぜひ加盟店になっていただければですね、600万円に落ちた売り上げが1,000万円、1,500万円になる可能性がありますんで、なんせそういうものがなければイベントが起こせないということでございます。

ただポイントだけを出すんならよろしいんですけれども、その回収をやりながらイ

ベントをやるということが、この烏山流の一番いいところなんですけれども、果たして烏山流を踏襲するのか。今までのような旧来のスタンプ事業、農協さんがやっているような、一方的に出すスタンプ方式でやるのかと、そういうふうな選択もすごく大事なことなんですけれども、まずもってその辺、加盟店でどういうふうな話になっているか、私は一向に招集がかかりませんでおりまして、どの部類で話をしているのかわからないところでございます。じゃあ、早く全体化してもらいたいなというふうな気持ちでございます。

広報活動については、結構でございます。そんなことでございますので、最後にその確認だけ。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 進め方については、担当、またアドバイザーの意見も聞きながら、今いただいた意見も踏まえて対処していきたいと、そのように思います。

加盟店という言葉がいいのかどうなのか、ちょっと私は今、わからないんですけれども、先ほど言いましたように、一般の商店の方は、例えば考え方として、売り上げの中の何%かを、そのポイントとして発行するという考え方に立つのではないかと思います。

町としては、先ほど言いましたように、いろいろな、例えばイベントに参加していただいたというような、考え方としてですね、イベント、行事、催し物への参加をいただいた、先ほどちょっと、これはどうかという意見として健診などにいただいたとき、さらにはボランティア活動などに、例えばいただいたときに、現金としてお金を出すということではなくて、ポイントとしてそういうものを発行するというようなことはどうかということを、私どもとしては、考え方として持っております。

今、御議論をいただいている中には、私どもの職員も参加させていただいて、その話のてんまつと言いましょうか、そういったものを伺っておりますけれども、今の議論の中で言いますと、そういったポイントを商品券にかえてと言いましょうか、そのポイントそのものを地域の消費購買に、地域に限った消費購買にかえていくというような考え方が主であろうかというふうに思います。ですから、私の考え方としましては、各店舗がいろいろな形でポイントを、何がしかの率で出しますと。それで、通常は、自分たちの店で売った物は、自分たちの店の利益になるわけなんですけれども、その一部分を、共通経費と言うんでしょうかね、共通、再配分として拠出して、そこにまた新しい財源ができたものを、それをまた、その発行した地域の中に還元していただく。例えば、それが1%だということであれば、100万円売った方は、100万円の売り上げをもらうのではなくて、99万円の売り上げをもらって1%は共通に出しますと。ただ、それをですね、今度拠出した皆さん方が、また新たな配分の中でそれを消費に結びつけるということですから、極端に言うと1万円を出した方のところで、5万円分のポイントを使っただけの消費があるのかもしれないし、そういう共通なプールをつくらうという考え方に立つのではないかなというふうに、今の議論の行方としては見ております。ですので、地域の中で生まれたプールの部分は、地域以外

にはいかないということでもあります。

過去の、私が思いましたのは、スタンプ事業で言いますと、そのプールしたお金の中で、例えばどこかに旅行に行こうとか、どこかでの食事会をやりましょうとか、ホテルの宿泊券が当たるというようなことだとすれば、地域で集めたプールのお金を、町外で消費をするということにもあったのではないかなど。それを、例えば町内の中で循環する仕組みというようなことを、もっと色濃く出していくということが必要なのではないかなど。そんな考え方と言いましょうか、感じ方を私自身は持っています。先ほど言いましたように、今の議論の方向性とすれば、それを、ポイントを商品券化するという考え方で進んでいるようでございます。そういった中で、品田議員の御指摘などもいただければと、そのように思っているところでございます。

◇議 長 1 番、品田好博議員。

◇品田議員 わかりました。

最後にですけれども、端末機の助成だけはひとつ、何加盟店になるかはわかりませんが、私どものときは35万円を3分割で、町に商人と、商工会と商店会と行政が出してくれた12万円という形で分割で納入したことがありますけれども、ひとつ、それ以上に下がっているかとは思いますが、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

引き続き、トマップ川のことでございますけれども、親水性、親水性と、前の、初めのトマップ川公園の整備のときは、そこら辺から学習ができる公園、親水性のある公園という形で、常に親水性はうたわれていたんだろうなと。それが、どの段階でかわかりませんが、河川改修を伴わない、今のような形になってしまったと。いわゆる、河川改修が後追いになってしまったというふうな感じがするわけでございますけれども、本当にこの、私が今提唱した環境実験が、もしか実践されて、水質の向上や親水性を高めることに、一気になることがなければですね、いずれにしても両岸に渡ろうとする場合は、今の段階は両橋、国道39号線のトマップ川と神社通りの橋まで行かないと、向こう側には渡れないというふうなことでございまして、あそこ、その区画がトマップ川公園でございしますので、ぜひともこの両岸を渡る橋をつくっていただきたいなど。

私も、このトマップ川公園については町長に、これで3回目になろうと思ひますが、観光の一助になるようなランドマーク等、アイキャッチャーになるものをつくれないかと。私は、親水性を高めるためには橋が一番いいだろうと。そんなことで、その当時、黒澤明さんやゴッホの話がありましたし、ぜひ全国どこにもない、アルルのはね橋、役場庁舎の2階に観光協会が贈ったものがありますけれども、それを建ててもらえないかと。国道39号線から眺めるアルルのはね橋は、さすがにいいだろうというふうに思ひますし、今同僚議員が言った、イルミネーションをかけても絵姿になるんでないだろうかなど。それでなければ、対岸に渡ることはできませんので、両岸を活性化させる公園となれば、橋は必要だと。その橋を一番強烈な、象徴的な、女満別の象徴的な橋を建てるのが、一番観光に寄与するし、喜ばれることではない

かなと。そうすれば、メルヘンの丘、朝日ヶ丘というふうに行く、いわゆる寺尾聡さんが歩いたゴッホを訪ねる旅、これがまさしくゴッホの、「カラスのいる麦畑」の光景でありましたし、それを具現化する町の観光に役立てていただきたいと、このように進言して終わらせていただきます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 端末機の助成の関係については、既に締め切っております、内部のですね、新年度の予算編成の中に、担当からは何がしかの提案で上がってきているのではないかと思います。今後、私の段階でそういったものの内容について、確認していくことになるかと思います。

また、全体像について十分議会の皆さんにもですね、まだお示しをしていない部分がございます。これについては、今回一般質問で御質問がありましたので、御答弁できるといいでしょうか、私の、発端としての考え方について申し上げましたけれども、細かくはその中で説明させていただきたいと思います。その折に、そういったものの考え方についても整理させていただきたいと思いますので、品田議員の熱のこもった御質問でございましたので、少し私も、そういうところを踏まえていたつもりではあるんですけども少し、いろいろと私の思いも含めて言い過ぎたのかもしれない。そこのところは御容赦いただきたいと、そのように思います。

トマップ川の関係についてでございますけれども、品田議員からは、女満別町時代の、平成15年9月、それから平成16年12月にも、2回にわたり、その全体像の関係でありますとか、そのコンセプトみたいなことについて、御質問をいただいた、このことは非常によく覚えてございます。そのときにも、その左岸側・右岸側の、アルルのはね橋の話を、御提言をいただきましたけれども、本日に至っても、正直言ってまだできていないといえましょうか、そこに至ってはございません。

品田議員の言われているような、湖畔からトマップ川公園を含めて、メルヘン公園さらには朝日ヶ丘公園ということで、当時ゴッホに出会える町というような、その提言書をですね、町のほうにも寄せていただいている、そんなところにも記載されていたかと、そのように思います。確かに、風景としてそういうもの、大変話題性もありますし、今言った兩岸を結びつけるということについては確かに、ちょっと言葉が適切でないかもしれませんが、おもしろいなど。ユニークだなど。そういう発想はいたします。ただ、実際にそれを、渡るべき橋という形で位置づけるためには、結構いろいろなハードルと言いましょ、そういうものがあるのではないかと思います。

また、あそこ全体の、その今までかけた事業費などのことの中からはですね、かなり縮減をしようという方向性基調の中で進めてまいりましたので、そういったものについては、今まで十分検討はしておりませんでした。先ほど言いましたように、子どもたちが近寄って行けて、遊べるようなコンセプトは、なくしていないつもりであります。そういったものを、今回のいろいろな調査、事業を行った中でどういふような感じで、大型の整備をするという考え方はそうそう持っていないんですけれども、

どのような仕組みをつくっていくかという中に、品田議員の御提案の部分もですね、入れさせていただきながら再検証させていただいて進めたいと、そのように思っております。ぜひともその折にまた、その熱い思いなどを語っていただければというふうに思っております。そういったものを説明していく機会も、今後つくってまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

◇品田議員 終わります。

◇議長 これにて、品田好博議員の一般質問を終了します。
これで一般質問を終わります。

◎散会の宣言

◇議長 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。
本日はこれにて散会します。御苦勞さまでした。

散会 午後 2時46分

平成 2 2 年第 4 回

大空町議会定例会会議録

〔その 2〕

- ・ 招 集 平成22年12月20日
- ・ 開 会 平成22年12月20日
- ・ 閉 会 平成22年12月21日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	品	田	好	博	7 番	松	岡	克	美
2 番	中	堀	君	子	8 番	深	川		昇
3 番	近	藤	哲	雄	9 番	勝	田	鉄	城
4 番	松	田	信	行	10 番	小	島	一	弘
5 番	斎	藤	宏	司	11 番	田	中	勝	吉
6 番	植	田	泰	弘	12 番	後	藤	幸	太 郎

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会委員長
代表監査委員		農業委員会会長
副町長		福祉課参事
総合支所長		産業課長
会計管理者		産業課参事
総務課長		建設課長
総務課参事		建設課参事
住民課長		住民福祉課長
住民課参事		産業建設課長
福祉課長		総務課主幹
教育長		学校管理課長
社会教育課長		
監査委員事務局長		農業委員会事務局長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開会 午前 10時00分

◎開議の宣告

- ◇議 長 おはようございます。
ただいまから平成22年第4回大空町議会定例会第2日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において、8番、深川昇議員及び9番、勝田鉄城議員を指名いたします。

◎諸般の報告

- ◇議 長 この際、諸般の報告を行います。
事務局長に報告いたさせます。
鈴木事務局長。
- ◇事務局長 諸般の報告をさせていただきます。
ただいまの出席議員は、12名全員であります。
本日の議会提出議案書及び町長提出の追加議案書は、本日お手元に配付しております。
本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。
本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおりであります。
以上です。

- ◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第2 認定第2号から認定第11号

- ◇議 長 日程第2、認定第2号 平成21年度大空町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第11号 平成21年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの10件を一括議題としたいと思います。
- 本件は、平成22年第3回定例会において、議会閉会中の継続審査事件として決算審査特別委員会に審査の付託を行ったものであります。
- したがって、本件の審査結果について決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。
決算審査特別委員会委員長、近藤哲雄議員。

- ◇決算審査特別委員会委員長 決算審査特別委員長報告であります。決算審査特別委員会における審査の結果につきまして御報告いたします。
- 議会関係議案書1ページ及び2ページを御覧いただきたいと思います。平成22年第3回定例会において当委員会に審査の付託がありました事件は、認定第2号 平成21年度大空町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 平成21年度

大空町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、認定第４号 平成２１年度大空町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算認定について、認定第５号 平成２１年度大空町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、認定第６号 平成２１年度大空町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第７号 平成２１年度大空町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、認定第８号 平成２１年度大空町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、認定第９号 平成２１年度大空町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第１０号 平成２１年度大空町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第１１号 平成２１年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についての１０事件であります。

去る１０月２２日、当議会議事堂におきまして審査のための特別委員会を開催し、町長を初め関係職員の出席を求めて慎重に審査の結果、委員会審査報告書のとおり、認定第２号から認定第１１号までの１０事件すべて原案のとおり認定すべきと決定しました。

以上、当委員会に付託された事件の審査経過と結果を申し上げ、大空町議会議規則第７６条の規定による報告といたします。

◇議 長 別に発言もないようですので、これから採決します。

お諮りします。認定第２号から認定第１１号までの１０件を一括して採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

これから認定第２号 平成２１年度大空町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第１１号 平成２１年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの１０件を一括して採決します。

お諮りします。認定第２号から認定第１１号までの１０件の決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。この１０件の決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、認定第２号 平成２１年度大空町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第１１号 平成２１年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの１０件の決算については、認定することに決定いたしました。

◎日程第３ 諮問第２号

◇議 長 日程第３、諮問第２号 人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

山下町長。

◇町 長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
暫時休憩します。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時10分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。
お諮りします。本件は、お手元に配付しました意見書のとおり適任と答申したいと
思います。御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦については、お手元に配付しました
意見書のとおり、適任と答申することに決定いたしました。

◎日程第4 議案第85号

◇議 長 日程第4、議案第85号 財産の無償貸付けについてを議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。
大槻福祉課長。

◇福祉課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。
10番、小島一弘議員。

◇小島議員 無償貸付けの提案がされているわけですが、1と2と3と4と、それ
ぞれ丸がついてまして、地域医療計画に基づく貸付けの予定、土地、建物、配置図が
示されているのですが、初歩的なことをお尋ねしますが、今回、無償貸付けの契約の
期限が迫ったから、更新しようというふうに解釈しているのですけれども、この1と
2と3と4のこと以外についてはどうなのでしょう。そのことについてまずお尋ね
したいと思います。

◇議 長 大槻福祉課長。

◇福祉課長 参考資料の3ページ、図面によって説明いたしますが、そのほかの病院の敷
地部分、それから駐車場の部分につきましては、株式会社メリカのほうに別途無償貸

付けの契約をさせていただいているという状況でございます。
以上でございます。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 わかりやすく言ってください。現在ここに出ているのは、無償貸付けの契約の更新時期が迫ったと、だからこれをするということでしょう。だから、その他については大変申しわけないけれども、いつの時点で契約してこの次いつ、これと同様に更新時期が来るのかということをお尋ねしているのですよ。

◇議 長 大槻福祉課長。

◇福祉課長 大変申しわけありませんでした。株式会社メリカとの契約につきましては、平成17年1月1日から平成27年3月31日までということで、10年間の契約ということでさせていただいているところでございます。
以上でございます。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 もうちょっと丁寧に言ってくださいよ。1と2と3については今回の問題なのけれども、平成21年ということは、平成21年までだから、だめだから新しくなるのでしょう。その他のことについてはどうなのかということについての契約の関係さ、この1と2と3と4以外の。これ全部入っているの、そうしたら。私はこの参考資料を見ると、大きくかかった番号が振ってある1、2、3、4のことについての無償貸付けの契約更新というふうに解釈するのだけれども、違うのですか。全部なのですか。そのことを尋ねているのですよ。だから、どうもすれ違っている。私の聞きたいことを答えてください。

◇議 長 大槻福祉課長。

◇福祉課長 今回、契約をさせていただきます双心会との契約の部分につきましては、この図面を表示をしております1番、2番、3番、4番、この4つの太枠で囲まれた部分ということでございます。こちらのほうの契約図の現在の契約につきましては、平成21年1月1日から契約をさせていただきます、平成23年3月31日までの契約ということになってございます。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 これ以外のことについてはどうなっていますかということについての答えがないのですよ。私の耳が悪いのですかね。ちょっと明瞭に聞き取れないので、明快に

言ってくださいよ。今回の提案は1と2と3と4のことだけなのですね。限定されているのですね。そうなのですね。その他の問題についてはどうなのですかと尋ねているのですよ。そこをちょっと確認させていただきたくて聞いているのですよ。

◇議 長 大槻福祉課長。

◇福祉課長 大変申しわけありません。そうしましたら、今回の契約する分についてはこれらの図面のほうと。そのほかの病院が建っている部分ということで、この図面上でいきますと、64番の50、それから64番の45、それと247の4、住宅の横のところになると思いますが、それから64の45の、こちらの部分につきましては先ほども説明しましたように、株式会社メликаとの契約ということで、平成17年1月1日から平成27年3月31日の契約ということで、10年間の契約をさせていただいているところでございます。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 それでは聞きたいのですけれども、64の54、あるいは247の20、このことについてはどうなっているのですか。

◇議 長 大槻福祉課長。

◇福祉課長 こちらのほうの部分については、町のほうが直接所有をしているという状況になってございます。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

(何事か言う者あり)

◇福祉課長 大変申しわけありません。64の46につきましては、現在服部院長の住宅が建っておりまして、服部先生の所有となっております。それから、64の54、それと247の20の部分につきましては、服部院長の上のほうといいますか、手前側ですか、その部分につきましては、ことしの10月までは町が所有しておりましたが、病院からの申し出によりまして、ことしの10月に服部先生のほうに町のほうから売り払いをしたということで、現在は服部院長個人の所有という形になってございます。以上です。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 今の説明だとあいまいですから、はっきりさせてもらいたいのですよ。財産の処分のあり方の問題にもかかわりますから。地域医療計画に基づいて双心会に一定の配慮をするということは、私も異論はありませんので、そのことを問題にしているわけではありません。ただ、今も話がいったように、服部院長の個人の名義であると、

病院所有ではないと、つまり双心会所有ではないというニュアンスの話を聞いたのですが、それは本当ですか。

◇議 長 大槻福祉課長。

◇福祉課長 説明を申し上げました64の54、それから247の20の部分につきましては服部先生個人の所有ということで、町のほうから服部先生のほうに直接売り払いをしたところでございます。

以上でございます。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 こういうことはあまり伸ばしたくないのですよ。結論を言うと、地域医療のためにこれまでもいっぱい配慮してきましたし、今後も配慮しなきゃいけないと思っております。ただ、私は筋道として申し上げておきたいのです。このことについては意見ではないですよ。内部でこういう議論はなかったかという意味で聞いてください。私はこの種のことについて、財産を処分することのあり方、原則的にはこういう財産の処分というのは、町民全部に開かれていなければならないのですよ。ですから、地域医療計画に基づけば、双心会に売り渡すということは、これまでも地域医療計画にかかわる病院の地域医療の問題の議論のときに常に出ておりましたように、公有地をできるだけ早い機会に、病院を経営している法人に買ってもらうという方向性は確認されてきておりますので、それは構わないのですよ。ところが、今、答弁を聞いていると、服部院長さん個人の物だという説明になっちゃうのですね。ですから、そこは病院長ですから、私もそんな邪険なことは言いませんよ。こういうことについては、やはりきちっと議会に、財産処分にかかわることですから、協議していただきたいと私は個人的に考えているのですよ。それは内部で議論はなかったのですか。私が聞いている限りだと、近藤委員長にも確認をさせていただいたのですが、委員会審議では確かに報告というか、協議というか、私よくわかりません、私は委員ではありませんので。お話があったというのは聞いております。私は余り記憶にないのですが、近藤委員長のほうから、朝の会で簡単な報告があったというふうに聞いております。ただ、詳しいことは私のほうでは承知しておりませんでしたので、その辺の関係もあるので、ですから、執行側の財産処分に当たっての考え方、これは関連するから聞いているのです。

もう一つ言います。追加で。道道空港線沿いに医師住宅がありましたよね。今回は無償貸付けの対象になっておりません。ということは、私の聞き及んでいる非公式な話によると、医師住宅としての貸付け契約はしないで、別な学校の先生だというふうに聞いているのですが、不正確であれば正していただきたいのですが、そこにもう収容されていると。この変更について、この議決に伴う無償貸付けの議案を出すときには、きちっと説明をしていただきたいというふうに私は考えるのですが、そのことについて内部で何の議論もなかったのですか。お願いします。

◇議 長 大槻福祉課長。

◇福祉課長 2点の質問をいただいておりますので、1点目の役場駐車場前の医師住宅の部分が、今回入っていないということの部分でございますが、そちらのほうにつきましては、町のほうといたしましても、毎年中央病院のほうに対しましては無償貸付けしている物件について、その部分を買取りをしていただきたい、または有償にさせていただきたいということを要請させていただいております。そういう中におきまして、ことしの3月にもその旨中央病院のほうに要請をさせていただいたところ、入居者がなく、空いている状況が続いていた役場駐車場前の住宅につきましては、今買取りをすることもできないし、お返しをしたいということでございましたので、その部分につきましては3月31日をもちまして町のほうに返していただいて、教員住宅として有効活用を現在図っているという状況でございます。

それから、この財産の処分の関係についてでございますが、こちらのほうにつきましては平成18年に合併後、大空町の固有財産の処分につきましては、それぞれ所管委員会のほうで説明をさせていただいてきてということがございましたので、今回の案件につきましても、所管であります総務文教厚生常任委員会のほうに説明をさせていただいて、売り払いについては、そういう売り払いをしたいということで説明をさせていただいたところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 結果、もう済んだことですので、私はとやかく言う気はありません。これ、基本的な考え方の問題ですから、今後きちっとやっていただきたいと思っております。特に財産の処分、それから財産の使用目的の変更、これに基づくことについては、できるだけ丁寧に議会に説明していく。本会議もそうありますけれども、今のお話を聞くと、委員会で報告をすれば足りるというふうに言った上で、平成18年の合併以降は財産の処分については、委員会報告だけでいいということになっているというような趣旨の発言が課長からありましたけれども、その具体的事例があるのですか。平成18年から今日に至るまで。私は、事例は知りません。私の記憶の中では。何を申し上げたいかということ、これまでも財産の処分にかかわることについては何度も申し上げますが、町民だって欲しい人がいるかもしれませんよね。だけど、地域医療計画という大義の前では優先的な配慮をしなきゃいけないと、そんなことは赤子でもわかることです。それはそれでいいのです。だけど、そのことの丁寧な説明、そういうことについて、私は答弁を聞いていて十分な誠意が感じられませんでしたので、ここで町長に一言だけお言葉をいただいた上で質疑を終えたいと思います。

お願いします。

◇議 長 大槻福祉課長。

◇**福祉課長** 合併後ということで、私、平成18年以降ということで申し上げましたが、今回のような大きな案件ではございませんけれども、平成18年でしたか、●●さんのほうに土地を売った案件ですとか、またボッシュのほうに売った案件等につきましては、全体的な中で議員協議会、または両委員会のほうに説明させていただいておりましたが、土地の処分につきましては、従前は所管委員会のほうの説明ということでさせていただいてきたということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

◇**議 長** 暫時休憩します。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時32分

◇**議 長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

川口副町長。

◇**副 町 長** ただいま御質問のあります無償貸付けの件につきまして、こればかりということにはならないかもしれないですけども、特に3月ごろからいろいろな動きがあったという中では、若干こちら側の説明不足という点があったかというふうに思います。このようなことがないよう、今後議会に対して丁寧な説明をして、スムーズに御理解いただけるような形で進めてまいりたいというふうに思いますので、どうぞ御理解を賜りたいと思います。

よろしくお願いします

◇**議 長** 10番、小島一弘議員。

◇**小島議員** 今の副町長の答弁で了といたしたいと、私は思っております。ただ、最後に一つだけつけ加えますと、急な、人の話ですから、噂話をこういう場所でするのはいかなものかとは思いますが、町民の声として、いろいろ声が聞こえてくることで、一言だけ申し上げておきたいと思うのですが、あそこには教育委員会の管理栄養士が入っていて、急に譲渡が決まったので、その後自分の住む場所がなくて、それを見つけるのに苦労したという話を、本人から聞いたわけではありません、人の話として聞いたのです。そうすると、これはちょっといかなものかなと思ったりもします。それを一言だけつけ加えて、質疑を終えたいと思います。

以上です。

◇**議 長** そのほか質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇**議 長** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第85号 財産の無償貸付けについてを採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第85号 財産の無償貸付けについては、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第86号

◇議 長 日程第5、議案第86号 財産の無償譲渡についてを議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。
大槻福祉課長。

◇福祉課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
10番、小島一弘議員。

◇小島議員 誰も聞かないのであれば私ちょっと、これは無償譲渡に反対するものではありません。ただ、これは道路の選定に伴う整備上出てきた問題だというふうに私は解釈しております。あの時点でそういう整備ができなかった理由というものをちょっとお尋ねしておきたいと思います。

◇議 長 大槻福祉課長。

◇福祉課長 ただいま提案理由でも申し上げましたが、建設前の時点につきましてはどのぐらいかかるかというものが確定がされてなかったということで、建設が完了しました翌年度に当該の土地の实地測量等と実施いたしまして、面積の確定を行ったということで、建設前には処理ができなかったということで、今回提出をさせていただいているということで御了解いただきたいと思います。
以上でございます。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 事情を了解しろというよりは、そういうことについての対応に、多少の落ち度があったというふうにお認めになっているというふうに考えてよろしいのですか。

今そういうふう聞こえたのですが。

◇議 長 大槻福祉課長。

◇福祉課長 落ち度といいますか、面積を確定させてからということで、翌年度面積の確定測量を行ったということで、落ち度ということではないかなと思ってはおりますが。以上でございます。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 私が申し上げたいのは、道路拡張のこの増築ですね、その時期から数年経てますよね。それまで放置していたことを言っているのですよ。確定しなかったらやれないのはわかっているのです、課長。確定をなぜしなかったのかということも問題になるばかりではなくて、それを言って翌年でできなかったことがなぜなのかということにもなるので、もう少し丁寧に説明してくださいよ。

◇議 長 大槻福祉課長。

◇福祉課長 大変申しわけありませんでした。平成19年度に当該増築部分が完成をいたしまして、平成20年から平成21年にかけて測量設計を実施、現地の確定測量を行いまして、1月に分筆が確定したところでございます。その後、平成21年度、平成22年度につきましては、無償貸付けということで、無償貸付けの契約をして、今まできているという状況でございます。以上でございます。

◇小島議員 終わります。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第86号 財産の無償譲渡についてを採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第86号 財産の無償譲渡については、原案のとおり可決されま

した。

◎日程第6 議案第87号

- ◇議 長 日程第6、議案第87号 指定管理者の指定についてを議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。
菊地社会教育課長。

◇社会教育課長（提案理由説明）

- ◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

- ◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

- ◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第87号 指定管理者の指定についてを採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

- ◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第87号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第88号

- ◇議 長 日程第7、議案第88号 大空町議会の議決に付すべき事件に関する条例制定についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
山本総務課参事。

◇総務課参事（提案理由説明）

- ◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
1番、品田好博議員。

- ◇品田議員 ちょっとわからないので、教えていただきたいと思いますけれども、この定住自立圏形成協定というものは、総合計画との位置関係、どういう関係にあるのか、私は総合計画が上位計画であろうなど、こんなふうに思ってますけれども、そういう解釈でよろしいのですか。補完するものだというふうに解釈してよろしいのですか。

◇議 長 山本総務課参事。

◇総務課参事 この計画につきましては、本町が持っています総合計画に載っているもの、搭載を基本といたしまして協定を結んでいくという形になっておりますので、基本的には総合計画のほうが上だと考えております。

◇議 長 1 番、品田好博議員。

◇品田議員 そういうことになれば、若干こういうことになろうかと思いますが、地方自治法では第2条4項において、市町村は基本構想を議会の議決を経て定めることと義務づけをしております。たまたま衆議院で継続審議になっている地域主権改革関係3法案では、この規定が削除されることとなっております、間違いなく来年度そういう形になるだろうと、こんなふうに思っています。その中で、定住自立圏形成協定の締結及び変更または廃止が議会の議決に付すべき事件とするならば、上位計画である総合計画の法的位置づけがなくなるわけであり、条例その他の対応をしなければならぬと考えるわけですが、町長はどのようにお考えですか。

◇議 長 川口副町長。

◇副町長 ただいまの国の動きということで、確かに地方自治法の基本構想については、法令を廃止するというような動きになっているということは、私どもも承知しております。いずれにしても今の総合計画というのは、既に今の地方自治法の中で議会の議決をいただいたものということでございます。今後につきましては、それに向けた大空町独自の条例を制定するかどうかというのは今後検討していきたいというか、そのような動きになるという情報も入ってございますので、この辺の位置づけにつきましては、やはり大空町の最上位計画というふうに位置づけるのであれば、やはり基本的には条例を持つべきものではないかというふうには、私のほうでは考えております。以上でございます。

◇品田議員 終わります。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第88号 大空町議会の議決に付すべき事件に関する条例制定につい

てを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 88 号 大空町議会の議決に付すべき事件に関する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 8 議案第 89 号

◇議 長 日程第 8、議案第 89 号 大空町一般職の任期付学校教育職員の採用に関する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松野学校管理課長。

◇学校管理課長（提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 89 号 大空町一般職の任期付学校教育職員の採用に関する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 89 号 大空町一般職の任期付学校教育職員の採用に関する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 9 議案第 90 号

◇議 長 日程第 9、議案第 90 号 大空町児童遊園地設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

橋詰住民福祉課長。

◇住民福祉課長（提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第90号 大空町児童遊園地設置条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第90号 大空町児童遊園地設置条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩します。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時16分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第10 議案第91号

◇議 長 日程第10、議案第91号 平成22年度大空町一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

竹内総務課長。

◇総務課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、松岡克美議員。

◇松岡議員 35ページ、1点だけお聞きをしたいと思います。産業建設常任委員会では説明があったかと思うのですが、開陽中央線の道路整備事業の中で、参考資料の15ページを見るとだいたい位置はこの辺だろうということは確認できるのですが、説明の中に起点終点、それから延長、幅員等の説明がなかったものですから、その辺わかれば詳しくお教え願いたいと思います。

◇議 長 阿部建設課長。

◇**建設課長** ただいま御質問のありました開陽中央線の道路改良工事の関係でありますけれども、場所につきましては巴沢公民館付近より女満別市街に向かいます道路でございます、延長としては270メートルを予定してございます。幅員等については資料を持ち合わせておりませんので、今御説明できないという状況でございます。よろしくお願い申し上げます。

◇**議 長** 7番、松岡克美議員。

◇**松岡議員** その資料は後で提出していただければと思います。工事の発注時期なのですが、議決後すぐ発注をかけるのだらうと思うのですが、当然冬場の工事にかかるということでありまして、非常に今交通量も多い中で大変危険が伴うのではないかと思います、その辺も十分に考慮していただいて、本題は、私個人的には雪解けから工事をやったほうがいいのかどうかというふうには思っているのですが、その辺の時期的なものはどの程度考えておられるのか、1点だけお聞きしたいと思います。

◇**議 長** 阿部建設課長。

◇**建設課長** 今回のこれにつきましては、国の指導もございまして契約については年度内契約、工期につきましても当初の予定では3月いっぱいの契約という形になりますけれども、最終的には繰越予算として平成23年度に工事を行うような形になるかと思っておりますので、よろしくお聞きしたいと思っております。

◇**松岡議員** 終わります。

◇**議 長** そのほか質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇**議 長** 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇**議 長** 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第91号 平成22年度大空町一般会計補正予算(第6号)を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇**議 長** 異議なしと認めます。
したがって、議案第91号 平成22年度大空町一般会計補正予算(第6号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１１ 議案第９２号

◇議 長 日程第１１、議案第９２号 平成２２年度大空町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第３号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

大槻福祉課長。

◇福祉課長（提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第９２号 平成２２年度大空町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第３号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第９２号 平成２２年度大空町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第３号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１２ 議案第９３号

◇議 長 日程第１２、議案第９３号 平成２２年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

大槻福祉課長。

◇福祉課長（提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第93号 平成22年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第93号 平成22年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため休憩します。再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時00分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第13 議案第94号

◇議 長 日程第13、議案第94号 平成22年度大空町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

竹内総務課長。

◇総務課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第94号 平成22年度大空町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第94号 平成22年度大空町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 発議第26号

◇議 長 日程第14、発議第26号 地域医療と国立病院の充実を求める要望意見書を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

近藤哲雄議員。

◇近藤議員 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第26号 地域医療と国立病院の充実を求める要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第26号 地域医療と国立病院の充実を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 発議第27号

◇議 長 日程第15、発議第27号 住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を求める要望意見書を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

深川昇議員。

◇深川議員 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第27号 住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を

求める要望意見書を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、日程第15、発議第27号 住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 報告第16号

◇議 長 日程第16、報告第16号 平成22年度財政援助団体等監査報告についてを議題とします。

監査委員から、平成22年度財政援助団体等監査報告書の提出がありましたので、本件について監査委員の報告を求めます。

佐々木代表監査委員。

◇佐々木代表監査委員 （監査報告）

◇議 長 これで、平成22年度財政援助団体等監査報告は終わります。

◎日程第17 報告第17号

◇議 長 日程第17、報告第17号 例月出納検査報告についてを議題といたします。

監査委員から、例月出納検査報告書の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。

佐々木代表監査委員。

◇佐々木代表監査委員 （例月出納検査報告）

◇議 長 これで、例月出納検査報告については終わります。

◎閉会の宣告

◇議 長 これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

山下町長から、発言があれば許します。

山下町長。

◇町 長 平成22年第4回大空町議会定例会の閉会に当たりまして、一言お話をさせていただきますと思います。昨日の一般質問の中でT P Pに関する御質問をいただきました。また、子ども手当に関する内容についての御質問もいただいたところであります。同じように私は答弁の中で町民の方々の将来の不安を取り除く、そういうことが地域の活性化にもつながるし、明るい展望の中でまちづくりが、地域づくりが進められていくその原動力になるのではないかと、そのようにお話をさせていただきました。

た。一方で、昨日の北海道新聞、そして本日の北海道新聞には女満別高校の野球部の話題が載っておりました。地域といたしましては大変明るいといえるでしょうか、展望が開けるようなそんな話題かなと、このようにも受けとめておりました。また、昨日の一般質問の中では、地域の皆さんが少しずつイルミネーションなどを施す、そういったことによって地域のその元気さというものが取り戻せるのではないかなと、そのようなお話もいただいたところであります。行政は先ほど言いましたように、不安の解消というところにもっともっと努力をしていかなければならないということを、この議会の中で改めて感じたところでもありますし、一方、町民の皆さん方は自分たちの活動、そういったものの積み重ねの中で明るい話題を提供していただいているということに、改めて感謝を申し上げなければならないなど、そんなことを感じた議会でございます。私ども、もう少しで平成23年を迎えるわけでもありますけれども、新しい年に向かいまして、不安解消はもちろんでありますけれども、行政としても、明るい話題を皆さん方に提供できるように頑張りたいと、そのように思っております。議会の中での質問、御質疑はもちろんでありますけれども、平素、そういった意味からも御指導賜りますようお願いを申し上げ、定例会閉会に当たっての感謝の御挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

◇議 長 平成22年第4回大空町議会定例会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後 1時28分